

令和 3 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 3（2021）年 6 月
平安女学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	48
基準 5. 経営・管理と財務	57
基準 6. 内部質保証	65
IV. 法令等の遵守状況一覧	69
V. エビデンス集一覧	78
エビデンス集（データ編）一覧	78
エビデンス集（資料編）一覧	79

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

本学の建学の精神は、
「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」
である。

この建学の精神は、明治8（1875）年3月、大阪の川口居留地で活躍していた米国聖公会宣教師クインビー司祭が女学校の創設にあたって米国聖公会に送った書簡の中に綴られた「教育の方針と神への感謝の言葉」によるものである。

1875年3月20日付 クインビー司祭の手紙（日本語訳）

女学校の創設、それは私たちの仕事の成功にとって、ますます必要なものと思われるようになってきたのですが、そのことがこの数ヶ月の間、私の思いをとらえ、そのために努力してまいりました。聡明で、可愛く、無邪気な少女達が私たちの手にゆだねられ、数年の間、その教育にあたることになりました。彼女たちの知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、身も心もそのすべてを受け入れて下さる神様を彼女たちに知らせるのになんという素晴らしい機会でしょう

その精神は、創設者のエレン・ガードルード・エディに引き継がれ、本学の母体である「エディの学校」の礎となり、現在まで受け継がれており、それが以下のように本学の教育目標にも色濃く反映されている。

「知性を広げ」	学校という教育の場において、多くの知識を身につけ、自ら考える力を養う。自己の意見や考えを表現できる総合的な知性を育てるため、体力を養い、感性を磨き、表現力を豊かにして、何事も受け身の姿勢でなく自主的・自発的な学びの場としてゆく。
「望みを高くし」	目的意識を持つ人とそうでない人では、努力や集中力に違いが生ずる。早い時期に、自身が進むべき目標を見出し、努力が実った時の達成感を味わう喜びを通じて人格を成長させてゆく。そして、目標や希望をより高く掲げ、人生の未来に常に希望を持ち続ける。
「感受性を豊かにし」	道端に咲く草花の美しさに感動し、悩める友の痛みを共有し、自身のことばかりでなく他人のことを思いやることのできる、すなわち“すべてのものを愛する心”。小さな草花から地球レベルの環境問題まで、また身近な人間関係から世界の平和問題まで、柔軟かつ優しい心をもって周囲に接することが出来る豊かな心を育てる。
「そして神を知らせる」	キリスト教精神に則り、神に対する考え方や人間に対する見方を知る。それは人間の力をはるかに越えて働く力が

	すべてのものを創造し、存在させ、支えていることを認めていくということであり、私たち人間が、考えや行動において神のようになろうとする傲慢さに気づき、謙虚に神をおそれ敬い真理を求めるということである。
--	--

1875（明治8年）に大阪の川口居留地に設立された「エディの学校」はその後1880（明治13）年に校名を「照暗女学校」と称するようになり、その後学校を京都へ移転するにあたって、「平安女学院」と改称した。新校名を象徴した校章が1894（明治27）年に作られて現在に至るまで用いられている校章である。この校章が象徴するものは、一つは、平安の平の字を図案化したものであるが、もう一つは、「信仰・希望・愛」の精神を3本の剣の形に象徴したものであり、本学にて学ぶものが常に理想として仰ぎ、日々の実践のうちにその精神を会得しようという思いをこめて制定した。

校章



2. 大学の使命・目的

昭和26（1951）年、学校法人の設置認可に伴い、学校法人平安女学院寄附行為を定め、第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神にもとづく教育を行うことを目的とする」と学校法人としての目的を明確に示した。

上記を踏まえ、平成12（2000）年に設立した大学学則の第1条に「本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神－『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』－を体得した人間を育成し、地域社会並びに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする」と規定し、キリスト教精神に基づく教育を教育理念として掲げている。

また、本学院は創設時以来、一貫して女子教育を継承してきており、「慧・心得・愛」の三つの資質を備えた女性の育成に努めている。平安女学院大学においては、社会人としての基礎教養（＝慧）とともに、専門的な知識と技術（＝心得）を身につけた、コミュニケーション能力（＝愛）の高い人材、すなわち新入社員教育（新人研修）のいない人材を育て、地域社会ならびに国際社会に貢献することをもって本学の使命としている。

平成24（2012）年度の大学案内から、創立者のエレン・ガードルード・エディにちなんだ「貴品女性」という独自の言葉とシルエットのシンボルを掲載している。「気品」ではなくあえて「貴」の字を使い、ノーブルで格調の高い女性を育成したいという思いをこめている。

「貴品女性」マーク



3. 大学の特徴

本学は147年にわたるキリスト教女子教育の歴史と伝統を受け継ぎ、現代社会がかかえる課題解決に向けて貢献する人材の育成に取り組んでいる。社会的基礎力を涵養する目的から「ジェネリックスキル」を必修とするとともに、1・2年次にクラス担任制を導入し、3・4年次のゼミ指導と合わせて、きめ細やかな個別指導を行っている。

両学部ともフィールドワーク（実地調査）やインターンシップ（現場実習）によって得た体験知識を、3・4年次の少人数専門ゼミで専門的知識と結びつける実践的な指導を行っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は 147 年の歴史を刻み、教育を継承してきた。

平安女学院の起源は、明治 8 (1875) 年、米国聖公会から派遣されたアメリカ人教師のエレン・ガードルード・エディが、大阪の川口居留地で女子生徒 3 人に英語を教えるため開いた『Miss Eddy's School (エディの学校)』にある。その後、明治 13 (1880) 年に名称を照暗女学校 (英語名: St. Agnes' School) と改め、明治 27 (1894) 年には校地を京都の現在地に移し校名を「平安女学院」と改め、翌明治 28 (1895) 年から学校を再開した。

「平安女学院」の校名は、ヨハネによる福音書 14 章 27 節「われ平安を汝らに遺す、わが平安を汝らに与う。わが与うるは世の与うる如くならず。」にて聖書が訴えている平和 (= 平安) という願いをあわせた名であり、かつ京都の町にふさわしく、日本を象徴するような名前である。

戦前期の学院の歩みは、下記の年表のとおりである。

年	事 項
明治 8 (1875) 年	Miss Eddy's School を大阪川口居留地に開校
明治 13 (1880) 年	校名を照暗女学校に改称
明治 25 (1892) 年	京都府より私立照暗女学校の設立認可
明治 27 (1894) 年	現在の京都キャンパス (京都市上京区) に移転
明治 28 (1895) 年	校名を平安女学院に改称 予備科、普通科、裁縫科、高等科 (文学部、師範部) を設置
大正 4 (1915) 年	平安高等女学校の設立認可を受け、高等科に秘書部を増設する 聖三一幼稚園を開設
大正 10 (1921) 年	高等女学校を 5 年制とし、高等科に保姆部を増設する 聖三一幼稚園を平安幼稚園に改称
昭和 4 (1929) 年	高等科を専攻部 (英文科 3 年、家政科 3 年、保育科 2 年) とす
昭和 16 (1941) 年	財団法人平安女学院設立

戦後、教育改革にともなう 6・3・3 制度の下で中学校、高等学校を設置するとともに、昭和 25 (1950) 年に専攻部を昇格させ平安女学院短期大学 (保育科・英文科) を開設した。翌昭和 26 (1951) 年には私立学校法にもとづく学校法人として認可を受けている。その後、短期大学にキリスト教科、家政科を増設し、時代の要請に応じてきたが、昭和 62 (1987) 年、京都キャンパスが手狭となったため、短期大学と幼稚園を現在の高槻キャンパス (大阪府高槻市) に移転した。

学院創立 125 周年を迎えた平成 12 (2000) 年 4 月、びわ湖守山キャンパス (滋賀県守山市) に平安女学院大学 (現代文化学部) を開学、平成 14 (2002) 年には高槻キャンパスの短期大学生生活学科を改組転換して生活環境学部を増設した。さらに平成 17 (2005) 年 4 月にびわ湖守山キャンパスを高槻キャンパスに統合するとともに、現代文化学部の名称を人間社会学部に変更した。

平安女学院大学

その後、学部の再編に取り組み、平成 19 (2007) 年、京都キャンパスに国際観光学部（人間社会学部国際観光コミュニケーション学科の学部昇格）を開設するとともに、高槻キャンパスの 2 学科（人間社会学部福祉臨床学科と生活環境学部生活環境デザイン学科）を統合して生活福祉学部を開設した。平成 20 (2008) 年度には京都キャンパスの隣接地（旧京都地方裁判所所長官舎）を取得し、新たな教育施設（有栖館）とした。

平成 21 (2009) 年 4 月には、生活福祉学部の保育士養成課程を発展充実させ、新たに子ども学部として再編した。なお、子ども学部に関しては平成 27 (2015) 年度から、子ども教育学部に名称変更している。

最近の事項としては、令和 2 (2020) 年 4 月から短期大学部保育科の学生募集を停止し、同年 4 月の入学生が卒業するのををもって短期大学部は閉学の予定である。

戦後の沿革は、以下のとおりである。

年	事 項
昭和 22 (1947) 年	平安女学院中学校を開校
昭和 23 (1948) 年	平安女学院高等学校を開校
昭和 25 (1950) 年	平安女学院短期大学（保育科、英文科）開学
昭和 26 (1951) 年	学校法人平安女学院設立認可
昭和 27 (1952) 年	短期大学キリスト教科増設認可
昭和 34 (1959) 年	短期大学家政科増設認可
昭和 41 (1966) 年	平安幼稚園を平安女学院幼稚園と改称
昭和 62 (1987) 年	短期大学と幼稚園を高槻キャンパスに移転
平成 6 (1994) 年	短期大学家政科を生活学科に名称変更
平成 10 (1998) 年	短期大学英文科を英語コミュニケーション学科に名称変更
平成 12 (2000) 年	平安女学院大学をびわ湖守山キャンパスに開学（現代文化学部現代福祉学科、同国際コミュニケーション学科の 2 学科を置く） 短期大学キリスト教科をキリスト教人間学科に名称変更
平成 14 (2002) 年	短期大学生生活学科を改組転換し、生活環境学部生活環境学科を開設。短期大学を短期大学部に名称変更
平成 16 (2004) 年	短期大学部キリスト教人間学科及び生活学科を廃止
平成 17 (2005) 年	びわ湖守山キャンパスを高槻キャンパスに統合 現代文化学部を人間社会学部に、現代福祉学科を福祉臨床学科にそれぞれ名称変更 生活環境学部生活環境学科を同生活環境デザイン学科に名称変更
平成 18 (2006) 年	人間社会学部国際コミュニケーション学科を同国際観光コミュニケーション学科に名称変更

平安女学院大学

平成 19 (2007) 年	人間社会学部国際観光コミュニケーション学科を改編して国際観光学部国際観光学科に（京都キャンパス）、人間社会学部福祉臨床学科と生活環境学部生活環境デザイン学科を統合再編して生活福祉学部生活福祉学科を設置（高槻キャンパス） 平安女学院幼稚園を平安女学院大学附属幼稚園に名称変更
平成 20 (2008) 年	旧京都地方裁判所所長官舎を取得、有栖館と命名
平成 21 (2009) 年	生活福祉学部生活福祉学科を子ども学部子ども学科に改組転換（高槻キャンパス） 短期大学部英語コミュニケーション学科を外国語文化学科に名称変更
平成 22 (2010) 年	短期大学部外国語文化学科の学生募集を停止
平成 27 (2015) 年	子ども学部子ども学科を子ども教育学部子ども教育学科に名称変更
令和 3 (2021) 年	短期大学部保育科の学生募集を停止

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 平安女学院大学
- ・ **所在地** 京都キャンパス 京都市上京区武衛陣町 221
高槻キャンパス 大阪府高槻市南平台 5-81-1
- ・ **学部の構成** 国際観光学部国際観光学科（京都キャンパス）
子ども教育学部子ども教育学科（高槻キャンパス）

・ 学生数・教員数・職員数

学生数 令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在

	入学定員	収容定員	学年別在籍学生数				在籍者数	充足率
	編入定員		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次		
国際観光学部	110	420	76	107	124	112	419	99.8%
	10							
子ども教育学部	70	320	75	53	50	71	249	77.8%
	-							
大学計	180	740	151	160	174	183	668	90.3%
	10							

平安女学院大学

教員数

		男性	女性	計
国際観光学部 国際観光学科	教授	9	4	13
	准教授	2	1	3
	講師	0	0	0
	助教	0	4	4
	助手	0	0	0
	計	11	9	20
子ども教育学部 子ども教育学科	教授	6	2	8
	准教授	1	5	6
	講師	1	2	3
	助教	1	3	4
	助手	0	0	0
	計	9	12	21
合計		20	21	41

※国際観光学部教授に学長を含む

職員数

	男性	女性	計
専任職員	6	11	17
非常勤職員	4	28	32
合計	10	39	49

※非常勤職員に派遣職員を含む

※法人本部所属を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

平安女学院大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神である「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を踏まえて、大学の使命・目的を平安女学院大学学則第 1 条に表 1-1-1 のとおり定めている。【資料 1-1-1】

表 1-1-1 大学の使命・目的

目的 (学則第 1 条)	本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神－『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』－を体得した女性を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。
-----------------	--

この建学の精神は、明治 8（1875）年、米国聖公会宣教師クインビー司祭が女学校の創設にあたって米国聖公会に送った書簡の中に綴られた「教育の方針と神への感謝の言葉」によるものである。

本学では、学院設立当時の理念である女子教育を継承しており、「躰・心得・愛」の三つの資質を備えた女性の育成に努めている。これは、社会人としての基礎教養とともに、専門的な知識と技術を身につけた、コミュニケーション能力の高い人材、すなわち新入社員教育（新人研修）のいない人材を育てることを目的としている。このような人材を育てて地域社会ならびに国際社会に貢献することが本学の使命である。

本学はこの使命・目的にもとづき、学部における人材養成に関する目的その他教育研究の目的を平安女学院大学学則第 1 条第 2 項に表 1-1-2 のとおり定めている。【資料 1-1-1】

表 1-1-2 学部の使命・目的

目的 (学則第 1 条)	国際観光学部	国際観光学に関する専門的知識を涵養するとともに、異文化を理解しホスピタリティー精神に富む人間性豊かな人材の育成を目的とする。
-----------------	--------	--

	子ども教育学部	子ども学に関する高度な専門的知識と実践力を涵養するとともに、子ども教育・保育の分野に幅広く携わる人間性豊かな人材の育成を目的とする。
--	---------	--

以上のとおり、本学は使命・目的と教育目的を具体的かつ明確に示している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】平安女学院大学学則（第 1 条） 【資料 F-3】（p.1）

1-1-② 簡潔な文章化

大学の目的については表 1-1-1、学部目的については表 1-1-2 のとおり簡潔な表現でその内容を示している。

本学の使命・目的及び教育目的は大学のホームページ、学生便覧、大学案内等に掲載し、周知を図っている。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-2】平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的）

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/>

【資料 1-1-3】2021 年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-4】CAMPUS GUIDE BOOK 2022 【資料 F-2】（p.1）

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神を生かしたキリスト教の精神に基づく教育、国際観光学部・子ども教育学部における特色ある専門教育と両学部の教育を活かした地域貢献活動である。その個性・特色は、学則第 1 条にあるように「本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した女性を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。」と大学の目的に反映されている。

1-1-④ 変化への対応

毎年度、学部の教育目的や三つのポリシーなどについては、自己点検・評価委員会からの依頼により、学部において見直しなどを行っている。平成 27（2015）年度に子ども学部から子ども教育学部に名称変更の届出をするにあたっては、改めて、本学の使命・目的及び教育目的について時代と社会の変化に対応できているかについて確認した。子ども教育学部は当初子ども学部として開設したが、学びの内容の変化に伴い、教育分野が充実してきていることを明確化するために平成 27（2015）年度から子ども教育学部に名称変更した。その後子ども教育学部は 2020 年度にカリキュラム・ポリシーの大幅な見直しをおこなうなど、社会情勢等の変化に対応し、使命・目的、教育目的及び学部名などについて見直しなどを行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、大学の使命、目的及び教育目的については学則上で具体的に明文化し、大学のホームページなどで公表しており、その表現は一貫したものとなっている。

今後は、大学に対する社会の要請が時代とともに変化した際に、建学の精神を踏まえながら、時代にあわせた内容に改善していくことも必要である。そのために、継続的に見直しを行い改善していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学部の改組の時など、大学の使命・目的及び学部の教育目的は、学則第 1 条の変更を伴うので、学部教授会で審議後、理事会で決定している。

平成 21（2009）年度に子ども学部子ども学科を開設したが、学びの実態に合わせて、平成 27(2015)年度から子ども教育学部子ども教育学科の名称を変更した。名称変更の手続きにあたって、学部において教育目的の再確認を行っている。このように名称変更や学部改組などにおいては、理事・教職員が関与し、教職員の理解を図るようになっている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-1】平安女学院大学学則（第 1 条）【資料 F-3】(p.1)

【資料 1-2-2】平成 27（2015）年 1 月理事会議事録抄本（学部名称変更）

1-2-② 学内外への周知

学院全体としての使命・目的を果たすため、現理事長は平成 15（2003）年 4 月の就任時に「平安女学院のミッション宣言」を公表した。これを周知徹底するための取組として、朝礼時において、ミッション宣言の精神をまとめた「朝礼唱和」を全員で唱和している。このことにより、本学の建学の精神や大学の教育目的について教職員への周知を図っているが、2020 年度については、コロナ禍（新型コロナウイルス感染症の蔓延）で三密を避けるため朝礼は実施されていない。

表 1-2-1

朝礼唱和
知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる。私たちは、この建学の精神を胸に、ミッション宣言に基づく学院改革の実現のため、理事長のもとに固く結束し、日々新しい学院創造のために労苦をいとわず、献身的に職務に精励します。

学生に対しては、学生便覧に本学の建学の精神、大学学則などを掲載し、周知している。【資料 1-2-3】

受験生・保護者など、学外者に対しては、本学ホームページ、大学案内等に掲載して周知を図っている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

上記のとおり、本学はその使命・目的及び教育目的を学内外に広く周知している。学外への周知については、本学ホームページ、大学案内等に掲載して周知を図っている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-3】 2021 年度 学生便覧 【資料 F-5】 と同じ

【資料 1-2-4】 大学ホームページ（建学の精神・教育目的）【資料 1-1-2】 と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/>

【資料 1-2-5】 CAMPUS GUIDE BOOK 2022 【資料 F-2】 (p.1)

1-2-③ 中長期的な計画への反映

過去に策定された「中期経営計画（2010～2014 年度）」と「第 2 次中期計画（2015～2019）年度」においては、いずれも冒頭にて建学の精神が掲げられており、学院使命を遂行し経営理念を実現するために経営事項と教学事項について中期経営計画を策定した。

さらに令和 2（2020）年 3 月の理事会にて、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの第 3 次中期計画が承認された。この中期計画の冒頭において、建学の精神及び「ミッション宣言」を記載し、学院の使命をについて再確認している。【資料 1-2-6】

【資料 1-2-6】 学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画

（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに次のように反映させている。大学全体のディプロマ・ポリシーに、「建学の精神である「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を体得した人間の姿として躰（マナー）・心得（スキル）・愛（思いやり）という三つの資質を備える。」と記載しており、このディプロマ・ポリシーを実現すべく、国際観光学部、子ども教育学部それぞれのディプロマ・ポリシーにおいて、身につけるべき技能・知識について具体的に明示している。【資料 1-2-7】

各学部のディプロマ・ポリシーをもとに、本学の使命・目的を反映したカリキュラムを実現するために、科目群の特長について定めたカリキュラム・ポリシーに則りカリキュラムを編成している。

本学の使命・目的及び教育目的は、このようにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに反映されており、その使命、教育目的の実現が可能な学生を選抜するため、アドミッション・ポリシーを策定している。

また三つの方針は、毎年度、自己点検・評価委員会において見直しを図っており、その際に、教育目的との対比資料を作成して、その反映について検証を行っている。

【資料 1-2-7】 三つのポリシー一覧 【資料 F-13】

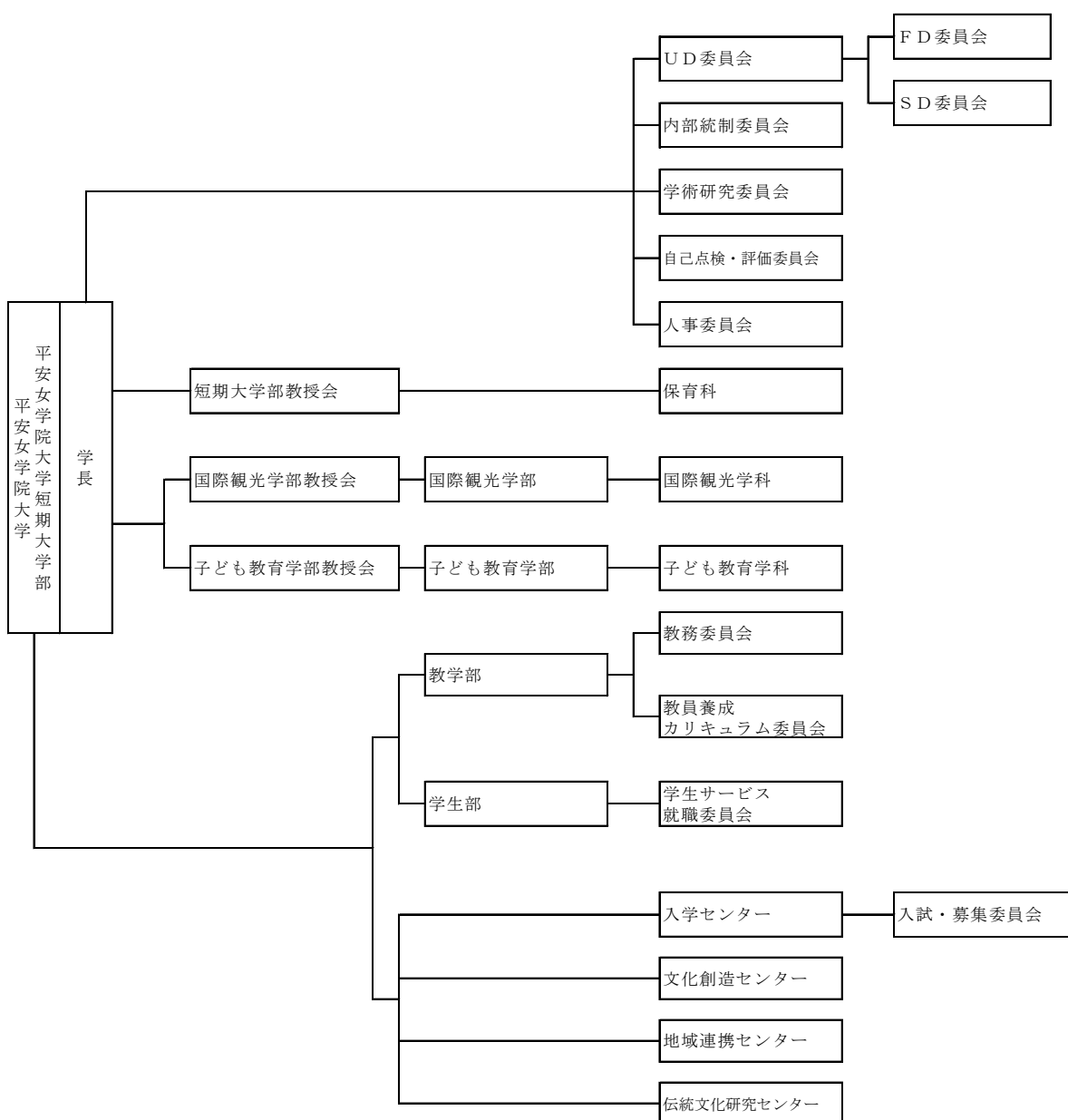
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的である「地域社会並びに国際社会に積極的に貢献する人材を養成すること」の実現のために、国際観光学部と子ども教育学部を設置している。

また大学及び学部教育目的の実現のために、各種委員会、教育研究組織を設置している。本学の教育研究組織は、図 1-2-1 に示すとおりである。

大学の教育資源を広く社会に還元し、地域社会の教育・文化の向上に資することを目的とする附属施設として文化創造センター（キリスト教文化、国際言語）、地域連携センター、伝統文化研究センターを設置している。【表 1-2-1】

表 1-2-1



(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・木庭及び教育目的については、引き続き学内外への周知、中期計画への反映を実行していく。また教育研究組織の構成については、使命・目的及び教育目的を達成するために継続的に点検し、必要に応じて変更していく。

〔基準 1 の自己評価〕

本学は建学の精神を踏まえた使命・目的・教育目的を学則等に簡潔な文章で規定している。使命・目的及び教育目的については、社会情勢や状況に対応するとともに、法令などの変更にも対応し、必要に応じてその見直しを行っている。

また本学の使命・目的及び教育目的については、ホームページへ記載するなど多様な媒体を使って学内外への周知徹底を図っている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神、教育目的等に基づき、入学者受入れの方針（アドミSSIONポリシー）を学部ごとに次のように定め、令和 4（2022）年度の入試ガイド、募集要項、大学ホームページに明示している。【資料 2-1-1～3】

表 2-1-1 学部の入学者受入れの方針

国際観光学部の入学者受入れの方針（アドミSSIONポリシー）	・ジェネリックスキル・ホスピタリティ・マインドを身に付け、観光に関わる専門的知見を通して、社会に貢献したいという思いを強く有する方。 ・国際的な視野から現代社会を捉え、将来海外で活躍したいと考えている方。 ・観光の楽しみ方を学びつつ、人間の文化や社会についての知見を深め、豊かな人生を送りたいと考える方。
子ども教育学部の入学者受入れの方針（アドミSSIONポリシー）	・子どもに関わることが好きで、子どもの成長や発達、発達支援、子どもの教育に強い関心がある方。 ・子どもの多様な経験に理解を示し、家庭や地域の子育て支援に強い関心がある方。 ・知識や技能を習得し、開かれた社会性と向上心を持って何ごとにも意欲的に取り組むことができる方。 ・保育・児童福祉・学校教育の現場で専門職として社会に貢献する意欲が強い方。

入学者受入れの方針に関しては、大学ホームページ、入試ガイド等に記載し広く学外に周知を図っている。また受験生に対しては、対面での情報提供を重視し、進学相談会、オープンキャンパス等の際に詳しく説明を行っている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-1】 2022 年度入試ガイド【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-2】 2022 年度入試募集要項（表 2）【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-3】 大学ホームページ（教育の三つの方針）

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

本学では、入学者受入れの方針に沿った学生を受け入れるために、多様な入学者選抜方法を実施している。

総合型選抜（AO型入試、得意技型入試、学科試験型入試）、学校推薦型選抜（校内推薦入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、専門学科・総合学科推薦入試）、キリスト教推薦入試、同窓生推薦入試、茶道特別推薦入試、一般選抜（一般入試、大学入学共通テスト利用型入試）、社会人入試、帰国生入試、外国人留学生入試、を実施している。特に、AO型入試ではアドミッション・ポリシーを踏まえたテーマを受験生の課題として設定し、面談とともに選考している。指定校推薦入試では、対象となる高等学校の協力のもと、本学の教育方針に理解のある人物を求めている。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

各試験の概要は次のとおりである。

表 2-1-2 令和 4（2022）年度入試の種別及び概要

	入試種別	入試の概要
総合型選抜	AO 型入試 （Ⅰ期～Ⅵ期）	受験生と本学の教員が面談を通して、学ぶこと、教えることについて相互に確認し、自分にあった進路を的確に選んでもらうための対話で進める入試制度。各学部があらかじめ入学者受入れの方針に沿って示した提出課題により選考する。
	得意技入試 （Ⅰ期～Ⅵ期）	スポーツ、芸術、音楽等の分野で優れた成績を修めたり、課外活動、社会貢献活動で実績を残した者が対象。高校時代の活躍や社会での貢献をまとめたエントリーシートおよび面談により選考する。
	学科試験型入試 （Ⅲ期のみ）	本学で学びたい意欲をエントリーシートにて提出した上で、基礎学力試験と学習成績の状況で選考する。
学校推薦型選抜	校内推薦入試 （A・B）	本学の教育方針を積極的に受け止め、本学を第一志望とし、学生生活のさまざまな場面で中心的存在となりうる人物の入学を目的とした入試。平安女学院高等学校長が推薦するもので、本学が指定した基準を満たした女子について、書類審査（調査書等）及び面接で選考する。
	指定校推薦入試 （Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）	本学の教育方針を積極的に受け止め、本学を第一志望とし、学生生活のさまざまな場面で中心的となりうる人物の入学を目的とした入試。本学が指定した高等学校の学校長の推薦を受けた女子について、書類審査（調査書等）及び面接で選考する。
	公募推薦入試 （A・B・C）	出身学校長の推薦を受けた女子について、基礎学力試験または小論文や作文と書類（調査書）で選考する。

平安女学院大学

	専門学科・総合学科推薦入試 (Ⅰ期)	高等学校もしくは中等教育学校の専門教育を主とする学科、総合学科を卒業見込みで、人物・学業成績ともに優秀で出身学校長の推薦を受けた女子について、小論文と面接で選考する。
その他推薦選抜	キリスト教推薦入試 (Ⅰ期)	キリスト教教育に深い理解を示し、キリスト教系の高等学校の宗教主事・チャプレン(牧師・神父・司祭)の推薦を受けた女子、またはキリスト教会の牧師・神父の推薦を受けた女子について、面接で選考する。
	同窓生推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	20歳以上の同窓生(本学院の幼稚園以外の卒業生)により推薦を受けた女子について面接で選考する。
	茶道特別推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	茶道裏千家指導者の推薦を受けた方を対象とし、面接により可否を判定する。
一般選抜	一般入試 (A・B・C・D)	受験生を広く募り、学科試験または面接で選考する。
	大学入学共通テスト 利用型入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期)	大学入学共通テストにおいて、本学が指定する科目のうち、高得点の2科目または1科目の点数で選考する。
その他選抜	社会人入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	高等学校を卒業後、社会において3年以上の経験(主婦としての経験も含む)を有する女子を対象とする入試。小論文、面接により選考する。
	帰国生入試 (Ⅰ期)	外国に継続して2年以上滞在し、その国または日本において高等学校を卒業し、出願時点で帰国後2年以内の女子を対象とした入試。小論文、面接により選考する。
	外国人留学生入試 (国内出願) (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	外国において学校教育における12年の課程を修了し、その国において大学入学資格を有する女子(もしくは本学において同等以上の資格を有すると認められる女子)であり、日本語で行われる授業を理解できる十分な日本語能力があり、「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を有し、出願時に日本国内に居住している女子を対象とした入試。書類審査と日本語作文および面接により選考する。

また、本学の学生受入れの特色として、国際観光学部の3年次に提携先の大学から受け入れる交流留学生編入学試験の制度がある。【資料 2-1-6】

表 2-1-3

入試種別	入試の概要
交流留学生編入学試験	本学の提携先である、中国・台湾の 6 大学の学生を対象にした秋学期からの編入学制度である。 書類審査を経て現地での筆記試験及び面接により選考する。

ここ 5 年の交流留学生の編入学生数は以下のとおりである。コロナ禍の影響で、合格者はいたが入国できず、結果 0 名となった。

表 2-1-4

	平成 28 (2016) 年 9 月	平成 29 (2017) 年 9 月	平成 30 (2018) 年 9 月	令和元 (2019) 年 9 月	令和 2 (2020) 年 9 月
交流留学生 編入学者数	11	14	5	3	0

各試験の入試方法や募集人員については、文部科学省高等教育局から年度毎に通知される「大学入学者選抜実施要項について」に従って決定している。入試の実施は、入学センターが各学部と連携して実施している。なお、合否判定については、各学部教授会にて審議している。試験問題作成に関しては、入試問題作成委員会を開催し、責任者である副学長を中心に、担当教員を決定し、主担当教員を中心に問題作成している。

また、これらの入学者選抜方法については、大学案内、入試ガイド、募集要項、ホームページなどに掲載している他、進学相談会やオープンキャンパスなどで、個々の受験生にふさわしい入試種別について入学センター職員が相談し、その詳細を説明している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-4】2022 年度入試ガイド【資料 2-1-1】と同じ

【資料 2-1-5】2022 年度入試募集要項【資料 2-1-2】と同じ

【資料 2-1-6】平安女学院大学国際観光学部 2020 年度 交流留学生編入学試験要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 3 (2021) 年度の入学定員は国際観光学部が 110 人、子ども教育学部が 70 人、編入学定員は国際観光学部が 10 名であり、収容定員は国際観光学部が 420 人、子ども教育学部は 320 人、大学合計では 740 人である。

下の表に示しているとおり、令和 3 (2021) 年度の大学全体入学者数は 151 人であり、充足率は 83.9%になった。学部ごとでは、国際観光学部は 69.1%、子ども教育学部は 107.1%となっている。

平安女学院大学

表 2-1-3 入学者数及び入学定員充足率の状況（過去 5 年間）

学部		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
国際観光学部	入学者数	82	98	114	110	76
	入学定員充足率	91.1%	108.9%	126.7%	100%	69.1%
子ども教育学部	入学者数	62	63	53	54	75
	入学定員充足率	68.9%	70%	58.9%	77.1%	107.1%
大学合計	入学者数	144	161	167	164	151
	入学定員充足率	80%	89.4%	92.8%	91.1%	83.9%

収容定員に対する在籍者の状況は下記表のとおりである。

表 2-1-4 在籍者数及び収容定員充足率の状況（過去 5 年間）

学部		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
国際観光学部	在籍者数	284	315	358	417	419
	収容定員充足率	75.2%	82.9%	89.5%	104.3%	99.8%
子ども教育学部	在籍者数	217	222	221	229	249
	収容定員充足率	57.1%	61.7%	65.0%	67.4%	77.8%
大学合計	在籍者数	503	538	579	646	668
	収容定員充足率	66.1%	72.7%	78.2%	87.3%	90.3%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き大学全体で収容定員充足率 90%を満たすのが目標である。

改善方策としては以下 5 点が挙げられる。

- ・昨年度から公募推薦入試や一般入試といった併願入試について検定料を 10,000 円に引き下げ受験生の負担を軽減した。また、今年度はコロナ禍の緊急対策として一般入試、大学共通テストの検定料を無料とし出願者数増加を図った。

- ・新しい生活様式に合わせ、大学ホームページに大学説明や入試説明、教員による模擬授業の動画等を充実させ、オンラインでも受験生に本学の理解を深めてもらえるよう工夫した。

- ・今年度から重点校を 10 校特定し高大連携の取り組みを軸に協定の締結をすることで、本学志願者を増加させる取り組みに注力した。

- ・両学部ともに、地元の京都、北摂を重点地域ととらえ、要員と時間を選択集中する。

さらに、京都、大阪等地元での進学相談会開催を強化し、また、地方は重点地域を特定

し、特に関西近隣の地方に特化し、地方生の獲得にも注力する。

・今年度から学院広報との連携体制を強化し、高校及び高校生市場の現状に則した大学広報を展開した。引き続き協働しながら広報媒体をブラッシュアップしていき、高校訪問や高校生対象の各種進路ガイダンスで本学の魅力を伝え、オープンキャンパスへの動員増に繋げていく。

今後も両学部教員と入学センター職員とで連携を取りながら大学認知の向上、高大連携を強化することで収容定員充足率 90%以上を達成する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学における教職協働に関する取り組みとしては、教務委員会、学生サービス・就職委員会、入試・募集委員会といった各種委員会の構成員について、各学部学科等の教員の他、職員を委員として任命することを各委員会規程において定めており、教員だけでなく職員の視点での意見等を取り入れた運営を行っている。【資料 2-2-1】教務委員会規程、【資料 2-2-2】学生サービス・就職委員会規程、【資料 2-2-3】入試・募集委員会規程、【資料 2-2-4】令和 2（2020）年度役職教員、委員一覧

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-2-1】教務委員会規程

【資料 2-2-2】学生サービス・就職委員会規程

【資料 2-2-3】入試・募集委員会規程

【資料 2-2-4】令和 2（2020）年度役職教員、委員一覧

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では TA（Teaching Assistant）などの制度は設けていない。

学生への学修支援としては、学生が個別の質問や相談がある時に、教員の空き時間に自由に執務室を訪れることができるようにしており、教員・学生ともそれを当たり前と考えているので、日常的に教員と学生の間に仲介役を必要しないのが現状である。また、必ず教員と話ができるように、教員が執務室に待機して相談に応じるオフィスアワーの時間を週 1 回以上設定するようにしている。オフィスアワー制度の内容については年度当初に学生に配布する学生便覧に記載しており、各教員のオフィスアワーの時間帯については、教員勤務時間割振表（京都キャンパス：室町館 合同教員執務室（M205）前、高槻キャンパス：1 号館 事務室（1-110）前）に掲示し学生に周知することになっている。しかしながら、オフィスアワーを時間割に設定していない教員が数名いるため、適切に時間割に反映

させて学生への周知を徹底する必要がある。

非常勤講師（兼任講師）には大学から付与したメールアドレスで、学生からの質問等への対応を依頼している。なお、コロナ禍における授業の対策として 2020 年度から遠隔授業が開始されたことに伴い、遠隔授業関係のコミュニケーションツール（UNIPA の「授業 Q&A」機能や Microsoft Teams のチャット機能等）を活用した学修支援が実施され始めている。【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

障害のある学生に対する支援については、各学部学科で配慮が必要な学生に対して個別対応している。日常的には担任教員が相談窓口となっている。2020 年度には配慮が必要な学生が子ども教育学部に入学したので、合理的配慮に係るプロジェクトチームを立ち上げて対応した。

休学、退学等の学籍異動に対する支援としては、異動を希望する学生には担任教員が面談し、経済的な理由の場合には奨学金制度について説明する等、学生の事情に応じた支援を行っている。しかし、休学、退学の意思が固く、やむをえない事情の場合には、担任教員の指導経過報告書とともに教務委員会、教授会で審議をしている。退学理由としては「進路変更」「就学意欲の低下」が主な理由となっており、特に近年不本意入学が理由と思われる就学意欲の低下による退学が増えてきている。【資料 2-2-8】

現在、実施している休学、退学への対策としては、長期の欠席を未然に防止するために、欠席者調査を学期開始後 5 週目に実施している。その時点で欠席を繰り返している学生に対しては担任教員から連絡をとり、事情を聞いて、必要な指導をして、出席を促している。また、2 学期連続して GPA（Grade Point Average）が 1.00 未満の学生に対しては、担任教員が指導、助言を行っており、それでも修学意欲を示さず 3 学期連続して GPA が 1.00 未満である場合（通算 GPA が 1.00 以上である場合は除く）は、学生が自身の進路を見直すきっかけとするために退学の勧告を行うことがある。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

また、留年（卒業延期）者については、卒業判定教務委員会にてひとりずつ留年（卒業延期）理由を確認しており、卒業の目途についても同時に確認している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-2-5】令和 2（2020）年度 教員出校日一覧表

【資料 2-2-6】令和 2（2020）年度非常勤講師の手引き（京都キャンパス）（p.3）

【資料 2-2-7】令和 2（2020）年度非常勤講師の手引き（高槻キャンパス）（p.2）

【資料 2-2-8】令和 2（2020）年度 学籍異動状況集計

【資料 2-2-9】令和 2（2020）年度 春学期授業多欠者への対応について（お願い）

【資料 2-2-10】成績不振学生等に対する早期発見・早期支援対策と「退学勧告」

（3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

オフィスアワーの設定がない教員がいるため、改めてオフィスアワーの趣旨を教員に周知するとともに全ての教員にオフィスアワーの設定を徹底する必要がある。オフィスアワーの時間帯を教員勤務時間割振表で示していない場合や、UNIPA の教員スケジュールにオフィスアワーの登録をしていない場合には、何度も注意し徹底する。

障害のある学生についての情報を組織的に共有し、合理的配慮など当該学生に必要な支援をどの部署でもできるようにするとともに、障害のある学生への支援について SD (Staff Development) 等を通じて理解を深めるよう努める。

学生の退学、休学、留年（卒業延期）等は、その実態および原因を把握するに留まっているため、入学試験区分や入学後の受講状況等について、内容の分析および改善の方策等について入学センターや各学科との連携を図ることができるように、組織的対応の検討を要する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、全学的な進路支援体制により、学生の就職活動を支援している。その中核的な組織として、就職委員会（就職部長、就職副部長、各学科の教員、キャリアサポートセンター担当職員の委員で構成）を設置し、月 1 回委員会を開催し、就職支援に関する情報共有に努めている。合同会議では学生の活動状況の共有をしながら、主に学生支援に関する事項等を協議し支援内容の充実・向上に努めている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

また 2020 年 9 月の組織構成の見直しにより、キャリアサポートセンターは以前の学生サービスから独立した部署となった。両キャンパスのキャリアサポートセンターが一つとなり、独立性も高められたことから、キャンパス間での方向性の意思統一を図ることが容易になり、多様化する学生のニーズにも迅速に対応出来るようになった。

近年は就職に関する保護者へのさまざまな周知も重要となっている。本学では学部・学科とキャリア合同での全学的な「保護者就職懇談会」を年一回開催し、本学の教育方針、就職を取り巻く環境、就職支援体制についての理解を深めていただく機会を持っている。

【国際観光学部】

国際観光学部では、1 年次から卒業後の進路選択を想定した授業を取り入れている。具体的には、1 年次では「女性のキャリア形成」、「秘書トレーニング」、「情報技術入門」など、2 年次では、「インフォメーションデザイン演習」、「ビジネスインターンシップⅠ」など、3 年次も「ビジネスインターンシップⅡ」、「数的処理演習」などが受講できる。また本学の特徴的な授業として社会人基礎力を養う「ジェネリックスキル」がある。これは新入社員に求められる社会人基礎力をはじめとする能力を養うものとして、1 年次から 4 年次まで継続して受講する授業（内 1 年次から 4 年次まで全て必修）となっている。【資料 2-3-3】

本学学生の志向として、エアライン、鉄道、ホテルなどの観光系への就職希望が以前に増して多くなってきている。その中でも特に近年希望者の多いエアライン系への就職に対応するため、

「エアラインサービス論」「エアライン・イングリッシュ」等の授業科目が設定されている。このような座学以外にも空港見学プログラム等が実施されており、知見が深められるよう工夫されている。

又観光業界に限らず、キャリアサポートセンターでは、担当教員と情報共有を図り、業界の現状や学生の動向について常に把握し支援に役立てている。コロナ感染症の発生以降、業界による採用環境の違い(観光関連の採用の見送りや採用人数の減少等)が顕著となった。そこで学生の興味志向の変化に対応すべく、金融関連資格取得対策講座(日商簿記、FP 技能検定、証券外務員資格試験 1 種、ビジネス実務法務検定)を実施し、資格試験の取得のみならず、業界・職種理解に繋げている。

受講を通じて、学生一人ひとりが自己分析や職業への理解を深め、キャリアデザインを形成できるようにも努めている。「ビジネスインターンシップ」については、科目担当教員を中心に企業選択から単位認定までを実施している。キャリアサポートセンターでは、夏のインターンシップへの参加に向けた対策講座を早期から実施し、コロナ禍における企業側の変化(オンライン実施の増加など)にも即応しながら理解を深められるように指導している。また選考型の実施が増加していることから、個別相談への対応を行うなど細やかな支援体制を構築している。

また、4 年次担任教員、学部長、キャリアサポートセンターの連携を図るため、月 1 回就職ミーティングを開催している。そこでは、一人ひとりの学生について現状の確認及び今後の支援方針等についての話し合いを行っている。教職員間での情報共有、円滑な連携によって支援の充実に繋げている。

更に保健室や学生相談室と連携し、支援の強化にも努めている。コミュニケーションが苦手な学生等への対応も力を入れており、就職活動に必要な自己分析と、就職相談を中心にカウンセラーと情報を共有しながら支援している。

【子ども教育学部】

子ども教育学部では、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の養成を主な目的としており、それぞれに小学校教育実習、幼稚園教育実習、保育実習を課している。1 年次には必修科目として「体験実習 aI」を、2 年次にも選択科目として「体験実習 aII」を開講している。これらの科目は、保育現場や教育現場の実際を体験する科目であり、自分が将来就きたい職業の現場の活動を知るための科目である。【資料 2-3-4】

学生はこれらの科目での体験を通じて自己の目標を見直し、学習を行っている意味について自ら考え、4 年間の学習の方向付けと卒業後の進路を見通すこととしている。各実習は、単に免許・資格取得のためだけではなく、教諭・保育士が現場でどのような働きをしているかを十分確認することによって、学生の職業観や就労意識を高揚させるためにも重要と位置づけている。そのため、キャリアサポートセンターでは、実習先施設の情報提供などを通して、学生が各実習から就職活動へと連続的にまた効果的に推移できるように支援している。

また、公立学校教員・公立保育所保育士をめざす学生を対象に「アグネス教師塾」を開催している。講義内容は一般教養科目(数学・理科)、教職教養科目、人物対策、リトミック・創作ダンスとなっている。講師には本学教員のみでなく、高槻市や大阪府の小中学校、教育委員会で

指導的立場にあった方々を招聘して、無料で実施している。【資料 2-3-5】

主な将来の進路希望については前述の通りであるが、昨今の学生の職業観や志向の多様化によって、一般企業への就職を希望する学生も一定数存在している。キャリアサポートセンターでは、企業就職希望者に対して、十分な就職活動が行えるよう 3 年次から支援講座等の実施や面談を行い、個々の学生の状況についての把握に努め、常時、教員と情報共有しながら支援を行っている。また学生全員に対して、インターンシップは興味関心のみならず、個人の適性や能力を知ることができるため、進路選択において重要な機会であることを周知している。

【キャリアサポートセンター】

就職支援に関する組織としては、キャリアサポートセンターを設置している。職員数は京都キャンパスに 3 名、高槻キャンパスでは 2 名を配置し、両キャンパスともに国家資格キャリアコンサルタントの保有者を配している。尚、京都キャンパスでは学生数が増加していることから、今までの支援体制を維持・向上するため 2021 年 1 月から 1 名増員し対応している。また、2020 年 9 月の組織構成の見直しに合わせ、京都キャンパスにおいては部屋を 1 階に移動し独立させた。また高槻キャンパスにおいては隣接していた学生サービスチームを移動させて、学生が他人の目を気にせずに相談できるよう配慮したレイアウトに変更し、より機密性を高めることで利用し易い環境を整備した。キャリアサポートセンター内には、企業をはじめ、幼稚園、保育所、福祉施設等の資料を業種別・事業所別にファイルで整理し、学生が自由に閲覧できる環境を整えており、その他にも就職活動専用パソコン、就職関連図書、各種就職情報サイトの資料などを用意して、事業所の情報や Web 情報を常に検索できるよう整備している。

また、キャリアサポートセンターでは、就職ガイダンス・就職講座の実施、筆記試験対策講座の実施、個別のキャリア相談や模擬面接、就職活動の指導、求人情報の提供及び求人開拓、各種資格検定取得支援講座の実施等を行っている。なかでも、就職ガイダンスや就職講座は、企業就職志望者向けと保育職就職志望者向けの二つを展開しており、所属学科や希望する就職先の特性に応じた内容を提供している。このため、キャリアサポートセンターでは年間約 70 回の講座を実施している。なおガイダンス・講座はビデオ撮影しており、欠席者には学内専用サイトにて配信又は後日ビデオでの受講を可能としている。【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】

プログラムの提供にあたって重視しているのは、次の 2 点である。

- (1) 学生参加型のグループワークやディスカッション方式を多く採り入れ、学生が実際に考え、行動するように工夫している。
- (2) 卒業生や在学生の内定者、企業の人事担当者等の最前線で活躍している人物などゲストスピーカーとして招聘し、学生に「生の声」を伝えるとともに、社会の先輩方と交流できる機会を設けている。

また、学生相談ではカウンセリングを重視している。職員は常駐しており、学生一人ひとりの顔と氏名、個別事情と活動状況を把握し、丁寧にカウンセリングを進めている。

本学学生専用の求人検索システムとして、「求人検索ナビ」を利用しており、学内外から最新の求人票閲覧や支援情報等を確認することができる。

この他に、資格取得支援にも力を入れている。資格取得対策講座や学内団体受験実施の他

に、2019年4月から資格取得奨励奨学金制度として資格チャレンジ制度を新設した。この制度は学習意欲の喚起や将来への意欲向上を目的として、より高度な資格の取得を奨励するために設けられており、毎年、複数人に奨学金を授与している。【資料 2-3-8】

また、コロナ禍において、従来の対面での支援に加え Web、チャット形式での支援を行っている。オンライン上の選考合わせた支援の充実にも努めており、Web を利用したグループワークや面接対策などの支援行事にも力を入れている。他に個人面談や添削等についても、オンライン上で幅広い対応ができるようにしており、安心して活動できる環境を整えている。その他にも就職活動のためのハンドブックの製作・配布、保護者に向けた情報提供を行い、安心して活動してもらうための工夫をしている。【資料 2-3-9】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-1】 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程

【資料 2-3-2】 就職委員会規程

【資料 2-3-3】 令和 2（2020）年度 国際観光学部時間割

【資料 2-3-4】 令和 2（2020）年度 子ども教育学部時間割

【資料 2-3-5】 令和 2（2020）年度アグネス教師塾資料

【資料 2-3-6】 就職講座予定表

【資料 2-3-7】 大学ホームページ （キャリアサポートプログラム）

【資料 2-3-8】 資格取得奨励奨学金—資格チャレンジ制度—

【資料 2-3-9】 プレイスメントブック ニュースリリース

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

昨今の職業の種類や企業等の業種・規模・業務内容等の多様化、雇用情勢の変化に柔軟に対応できるよう低年次からのキャリア支援の向上を図る。初年度から学生全体の自己理解を促し、各自が明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現できるよう入学時から卒業までの体系的プログラムの構築に取り組む。多様な職業選択ができる資格取得講座を充実させる。そして教職員の理解共有を図り、学生一人ひとりの状況に留意した支援体制を維持していく。コロナ禍において安心してキャリア支援を受けられる体制づくりとして、今までの対面支援を維持しながらオンライン支援を強化する。具体的には、学内システム Teams を利用したライブ配信での講座の実施や、Stream によるオンデマンド配信プログラムの充実を図り、繰り返し受講することで理解を促せるようにする。また、近年の ICT（情報通信技術）活用の促進により、新たな職業の創出や、労働者に求められる能力の変化が予測されるため、IT パスポートの資格取得支援や、ICT の理解を促すための企業講演、ワークショップなどを計画していく。この他にも、地域や企業が抱えるさまざまな社会問題に気づき解決できる主体性や発信力が身に付くように PBL への取り組みを促す。そして、社会人基礎力の一つとして、定期的な筆記試験の実施によって基礎学力の向上を図り、これに並行して対策講座を実施し学力の定着を促す。今後は、対策講座のオンライン化をさらに拡大し、学年問わず受講可能とし、早期から社会で活躍できる実力が備えられるプログラムを実現する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活支援の中心組織として、学生サービス委員会を設置している。構成員は、学生部長、学生部副部長、各学科の指名教員、学生サービスチーム課長である。奨学金や学寮など学生の厚生補導に関する事項の協議と、学生会の動向や日常的な学生生活の状況等について定期的（月 1 回）に情報交換を行っている。障害のある学生の受け入れについても、学生サービス委員会を中心に援助体制を構築している。【資料 2-4-1】

教員組織としては、クラス担任制度（1・2 年次、3・4 年次はゼミ担当者）を取り入れ、担任教員が学生生活全般の相談に応じている。例えば、履修に関することや、服装・容儀に関する指導、通学に関する指導、教室内の美化に関する指導、学生会活動・行事への参加指導、学外行事への参加、アルバイトに関する指導を行なっている。【資料 2-4-2】

また、担任が担当するジェネリックスキルの時間を活用して、学生の様子をこまめに確認できるようにしている。また連絡事項等の伝達が確実に行われるように工夫している。その他、教員が執務室に待機し、随時相談に応じるオフィスアワーの時間を設けている。3 年次生以上については、ゼミ担当教員が同様の役割を果たしている。【資料 2-4-3】

事務組織においては、学生サービスチーム（京都キャンパス・高槻キャンパス）の事務職員が、奨学金や学寮、学生会活動、クラブ活動など、学生生活全般にわたって支援している。

国際観光学部には、12 人（2020 年 5 月 1 日人数、うち中国からの交流留学生 8 名）の留学生が在籍している。交流留学生に対しては中国語を母語とする教員が担当者となり、留学生の生活指導（日本の習慣への適応を含む）と、日本語能力の向上を行っている。事務職員は諸申請をはじめとした種々の事務手続きにたずさわって、留学生に対する全面的な支援をしている。

内容としては、入国の手続きから、来日後の各種手続き及び生活や、教学に関するオリエンテーションである。来日初日には大学において歓迎会を行い、教職員、学生との交流を深めている。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で交流留学生が来日しなかったが、3 年次編入生として 2 名の留学生（中国・ベトナム）を受け入れている。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

本学から海外への留学支援では、国際観光学部の学科教員と教務チーム担当者が、出国までの書類作成のフォローアップや留学中のトラブルに対するアドバイスを、メールなどを通して行っている。留学プログラムにおける経済的支援としては、英語圏で 120 万円、中国語圏で 60 万円の貸与を行い、本学に 4 年間在学して卒業した場合には返還免除となっており、実質上給付型の奨学援助となっている。令和元（2019）年度には 32 名の学生がこのプログラムにより留学に行ったが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルスの影響により予定していたような留学は実施できなかったが、受け入れ可能な国や大学を精査して、当初の希望者より大幅に減少したが 7 名の学生を留学に送り出すことができた。【資

料 2-4-6】

子ども教育学部では、ニュージーランド国立ワイカト大学と教育学術連携を結び、キッキングイングリッシュ（子どもたちに英語を教えるための英会話）研修プログラムを実施している。しかし、コロナ禍の影響により令和 2（2020）年度は実施できていない。

本学独自の経済支援としては、授業料減免制度があり、入学初年度の秋学期の学費を半額免除している。【資料 2-4-7】一定の家計基準は設けているが、国際観光学部、子ども教育学部共約 6 割の学生が対象となっている。（令和 2（2020）年度実績）

学費支弁が難しい学生に対しては日本学生支援機構、地方自治体の奨学金や貸付、民間教育ローン等による学資獲得を提案している。令和 2（2020）年度から始まった「高等教育の修学支援新制度」により、約 2 割の学生が授業料減免等の支援を受けており、収入が少ない家庭にとって、非常に有益な制度となっている。

令和 2 年(2020 年)度に限った支援として、次の三つの事業等がある。

一つ目は、「学生支援緊急給付金事業」である。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により大学等での修学継続が困難となっている学生に対し、給付金を支給する国の支援事業である。本学では、109 名の学生が対象となり、給付金の総額は 1,400 万円であった。

二つ目は、日本学生支援機構に集まった「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄付金」である。本学に寄託された 80 万円は、「学生支援緊急給付金事業」による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に対象外となった学生や経済的に困窮している学生 80 名に対し、10,000 円ずつ支給した。

三つ目は、本学独自の支援策である。新型コロナウイルス感染症の経済支援として、本学では春学期の遠隔授業期間の印刷費等の補助金として全学生へ 1 名あたり 3000 円の補助を行った。また教職員による自発的な活動としては 567（コロナ）募金活動を行い、全学生に飲料・スープ・カップ麺・お菓子を支給した。

本学で対応している奨学金制度の概要は次のとおりである。

表 2-4-1 本学の奨学金制度及び学生が利用している奨学金制度

名称	運営者	種別	対象 学生数	概要
入学試験成績優秀者 特別奨学金	平安女学院大学	給付	5	一般入試A（スカラシップチャレンジを含む）の入試合格者の上位 5%に対して、最大で 4 年間、学費の半額相当分を免除。
海外語学留学奨学金	平安女学院大学	貸与	7	海外語学留学プログラムに参加する学生に貸与。4 年次迄在籍し卒業すると、返還免除。

平安女学院大学

海外語学研修奨学金	平安女学院大学	貸与	0	子ども教育学部の春期ニュージーランド語学研修プログラムに参加する学生に貸与。4 年次迄在籍し卒業すると、返還免除。
外国人留学生特別奨学金	平安女学院大学	給付	0	外国人留学生の授業料を 20% 免除、入学金半額。
日本語能力検定 1 級合格者奨学金	平安女学院大学	給付	3	日本語能力検定 1 級に合格した留学生に対して、合格した翌年の春学期の学費を 10 万円免除。
平安女学院貸与奨学金	学校法人 平安女学院	貸与	0	経済的に困難な学生への無利子貸与奨学金。
文部科学省外国人留学生学習奨励費	日本学生支援機構	給付	0	国費外国人留学生及び外国政府の派遣留学生ではない者が対象。
給付奨学金	日本学生支援機構	給付	104	家計水準が規定枠内の学生に対する給付型奨学金
第一種奨学金	日本学生支援機構	貸与	30	家計水準が規定枠内の学生に対する無利息の貸与奨学金。
第二種奨学金	日本学生支援機構	貸与	59	家計水準が規定枠内の学生に対する利息付の貸与奨学金。
滋賀県保育士修学資金貸付事業	滋賀県社会福祉協議会	貸与	2	卒業後滋賀県内で保育士業務に従事しようとする者。
大阪府保育士修学資金貸付事業	大阪府社会福祉協議会	貸与	3	卒業後大阪府内で保育士業務に従事しようとする者。
中信奨学金	中信育英会	給付	1	学業優秀、品行方正かつ経済的事由で就学が困難な者。国際観光学部 2 年生在学者であること。

上記数字は令和 2（2020）年度採用者のみ

学生サービスチームでは、学費と奨学金に関する年間スケジュールを予め告知している。また学費の支払いが困難な学生から相談があった場合は、延納・分納について丁寧に助言・指導等を行っている。

地方出身の学生への経済的支援としては、高槻キャンパスから徒歩 3 分の場所に、定員 75 人の「聖アグネス寮」を設置している。寮生のうち、近畿圏外から入学した学生又は通学に 2 時間以上を要し、一定の収入基準を下回る世帯の学生について、遠隔地出身学生奨学

金（21万6千円）を給付している。令和2（2020）年度はコロナ感染症の蔓延防止のための遠隔授業期間を含む期間、寮を一時的に閉寮した。また寮の再開後、居住スペースは個室であったため変更の必要はなかったが、共同で使用する食堂・浴場の利用についてはさまざまなルールを設けた。さらにアルバイトなどにも規制をかけるなどして、寮生の感染・クラスター発生防止に努めた。

感染症予防の観点から今後は個別の下宿に切り替えていくことも検討しており、令和3（2021）年度から食事の提供を中止し、調理器具を増設した上で食事を自炊に変更し、寮生の自立を促しているところである。また下宿希望の学生及び留学生に対しては、学生サービスチームが安全性や価格設定、通学の利便性などの要件により選定した業者を紹介している。【資料 2-4-8】

また、自発的な学生活動を促すため、「読書マラソン」、「作文コンテスト」を実施している。

「読書マラソン」は、平成26（2014）年度から図書館との共催で実施している取り組みである。例年は本学図書館の蔵書から本を選定し、指定の読書カードに、本の紹介や感想、お勧め度を記入し提出させ、図書館の掲示板に掲示を行っている。また読書した本のページ数（読破数）を走破距離として換算し、各学科の上位3位を大学祭にて表彰している。この取り組みにより、図書館の活用が活発化し、本を身近に感じ、読書マラソンに参加をしている学生が多く見られた。令和2（2020）年度については、コロナ禍で大学図書館に来館することが難しいため、学外図書館の図書もカウントをするというルールを新たに付け加え、より多くの読書を促した。表彰される学生は、同じ学生が連続する傾向があり、他の学生がそれに負けないように、翌年にさらにページ数を重ねていくという姿がこの数年見られるようになった。

「作文コンテスト」は、平成30（2018）年度から学部との共催で実施している取り組みである。「作文コンテスト」の課題、タイトルは毎年変更し、学生サービス委員会で決定している。今年度の課題、タイトルは「私が、やりたいこと」「私の趣味」「今までで一番うれしかったこと」であった。文字数や自筆記載などの基本的な事柄を設定し、毎年異なるタイトルに沿って作文を書くことで、自らを表現すること、相手に理解をしてもらうよう工夫して書くことなど身に付け、就職活動等将来に役立てるスキルを養うのが目的である。また、作文には学生の家族への思いや将来への希望など、さまざまな熱い思いが詰まっていることが多く、教職員も学生への理解が深められると感じている。【資料 2-4-9】 【資料 2-4-10】

クラブ活動は、高槻では10クラブ、京都では9クラブが活動している。各クラブには基本的に専任教員を顧問として配置している。顧問は、活動についての相談、学外活動の引率等を支援している。また、学生会及び顧問が承認すれば、学内外から指導者を招聘することも可能である。なお、クラブ活動費を学生会費から支弁しており、執行の際には学生サービスチームが相談に応じ、予算決算時には助言をしている。

令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、4月から遠隔授業となってキャンパスの出入りが規制されたため、クラブ活動はもとより、新入部員

の獲得活動が厳しい状況となった。その中でもクラブ紹介の動画配信(京都)、冊子の配布(高槻)だけは実施できた。入部者がいたクラブもあるが、大半のクラブには入部者が激減している。そこで7月の対面授業と遠隔授業再開後は、感染対策を厳しく講じた上、許可制で活動を続け、部員の確保を目指した。

表 2-4-2 京都キャンパスのクラブ一覧 (令和2年5月1日現在)

体育系クラブ		文化系クラブ	
		レクレーションクラブ	日本舞踊部
		クッキングクラブ	茶道部
		軽音楽部	ねこ部
		園芸部	行脚倶楽部
		イルミネーション委員会	

表 2-4-3 高槻キャンパスのクラブ一覧 (令和2年5月1日現在)

体育系クラブ		文化系クラブ	
キッズダンス部	ダンス部	吹奏楽部	コーラス部
ソフトボール部	バスケットボール部	イラストアート部	ボランティア部
	バドミントン部	ハンドベル部	

学生会は、各キャンパスの執行委員会で運営している。両キャンパスに共通する事項については、学生部長を中心に指導・支援し、個別事項については学生サービス委員、学生サービスチームが支援している。学生会の主な行事は、新入生歓迎会、合同運動会、リーダーズセミナー、大学祭、ハロウィンパーティー、クリスマス会等であり、学生の主体的な運営に委ねている。ただし、学生サービスチームでは、会場の確保、備品の調達、予算計画等の相談に応じつつ、行事当日も担当職員が支援している。また、委員会活動として、「大学祭実行委員会」「卒業企画委員会」「イルミネーション委員会」が置かれており、学生会活動と同様に支援している。

令和2(2020年)年度においては、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で、学生会活動にも多大な影響があり、例年予定をしていた行事が中止せざるを得ない状況であった。しかし、学生の要望を受け、コロナ禍でも可能な行事を学生・学生部・学生サービスの教職員で模索し、以下の行事を行うことができた。

表 2-4-4 京都キャンパスの学生会行事

実施月	行事名	内容
2020年7月	新入生歓迎会	新入生を2グループに分け、各教室でクラブ紹介とビンゴを実施。
2020年10月	思い出フォトコンテスト	大学祭の代替イベントとして実施。学生が個々の思い出写真を提出、教員に審査を依頼。

2021 年 1 月	福袋争奪戦	全学生対象のお年玉企画として実施。
2021 年 1 月	リーダーズセミナー	各クラブの代表者を集め、当年度の活動内容と来年度の活動予定を報告。

表 2-4-5 高槻キャンパスの学生会行事

実施月	行事名	内容
2020 年 11 月	八の字縄跳び大会	学生会と大学祭実行委員会の合同行事として開催。密を避けるために、学年ごとに実施。
2020 年 11 月	フォトモザイクアート制作	大学祭の代替イベントとして実施。学生食堂とバス停に展示。
2021 年 1 月	リーダーズセミナー	各クラブの代表者を集め、当年度の活動内容と来年度の活動予定を報告。

大学祭に関しては、例年はキャンパス別に開催している。各キャンパスの学びを生かしたイベントや、各クラブの成果発表、趣向を凝らした模擬店を出店している。学生サービスチームでは、各キャンパスの実行委員会が進める事前準備を指導・支援している。2020年度については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大学祭の開催を見送ることになったため、代替イベントとして上記に記載した行事を実施し、学生同士の親睦を図った。

学生の健康管理については、京都・高槻両キャンパスとも、保健室に看護師・保健師が常駐し、常に学生対応が可能となる体制を維持している。学生が外傷や体調不良となったときには、保健室で応急処置を行う。更に必要に応じて、専門医療機関への紹介や救急搬送等を行い、迅速な対応を行っている。また両キャンパスとも定期的に学校医が来校して診察や医療相談を行っている。毎年4月に学校保健安全法に基づいた定期健康診断と健康調査を全学生に実施しており、実習（教育実習・保育実習等）に関係のある子ども教育学部については、予防接種歴の問診と麻しん風しんの抗体検査を行っている。

インフルエンザワクチンの接種については、両キャンパスともに10月～11月にかけて希望する学生・教職員を対象に行っている。AED（自動体外式除細動器）は、両キャンパスに設置するとともに、子ども教育学部の学生には授業で、教職員には毎年救急救命講習会を開催している。しかし令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、教職員の講習会開催を断念した。令和3（2021）年度は、感染対策を講じた上で、学生及び教職員を対象に講習会を開催する予定である。

学生サポートセンター（学生相談室）は、京都キャンパスに2名、高槻キャンパスに3名のカウンセラー（臨床心理士）を配置し、日々悩み事や不安定な心を抱えた学生の相談を受けている。相談内容によっては、継続的な相談を進言、場合によっては、学外の相談

機関を紹介し、迅速に問題解決に向かえるよう体制を整えている。また保護者からの相談も随時受付けている。

表 2-4-6 令和 2（2020）年度の保健室の利用状況

キャンパス	延べ利用者数
京都キャンパス 保健室	延 220 人
高槻キャンパス 保健室	延 607 人
合計	延 827 人

※延べ利用者数には教職員や併設の短期大学部生等を含む。

表 2-4-7 令和 2（2020）年度の学生サポートセンターの利用状況

キャンパス	延べ利用者数
京都キャンパス 学生サポートセンター	延 294 人
高槻キャンパス 学生サポートセンター	延 50 人
合計	延 344 人

新型コロナウイルス感染症対策として、令和 2（2020）年 7 月からの対面授業再開に向け、下記の対策を実行した。

表 2-4-8 令和 2（2020）年度のコロナウイルス対策

実施月	実施内容
2020 年 7 月	Microsoft Forms での検温報告フォームを作成し、学生の毎日の健康観察記録を取集。注意喚起のポスターを掲示。（マスクの着用、手洗いの仕方、身体的距離の確保）アルコール消毒液の設置。（校内入口、各教室・事務室入口）。ペーパータオルの設置。（手洗い場）学食においては、席数を減らし、テーブルにはアクリルパネルの設置、学生利用後のアルコールでの吹き上げ作業。
2020 年 10 月	通学・通勤のラッシュ時間を避けるため、時間割の変更があった。授業終了時まで保健室を開室するために、京都キャンパスでは看護師を増員。 各事務室のカウンターに、パーティションを設置。
2021 年 2 月	京都キャンパス校内入口に、有熱者の入構を未然に防ぐために AI 検温器を設置。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-4-1】 学生サービス・就職委員会規程【資料 2-2-2】と同じ

【資料 2-4-2】 令和 2（2020）年度 担任一覧

【資料 2-4-3】 令和 2（2020）年度 授業時間・オフィスアワー一覧

【資料 2-4-4】留学生一覧（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）

【資料 2-4-5】海外留学手続き関係資料

【資料 2-4-6】令和 2（2020）年度語学留学プログラム派遣者一覧

【資料 2-4-7】平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部経済援助授業料等減免規程

【資料 2-4-8】聖アグネス寮入寮案内

【資料 2-4-9】読書マラソン概要

【資料 2-4-10】作文コンテスト概要

2-4-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

大学に対する質問や希望・意見等については、年 2 回開催のリーダーズセミナーにおいて、学生から学生部教員及び学生サービスチーム担当職員に提案が行われている。学生の提案や希望について、解決可能なものはその場で学生部教職員が即答している。その他相談が必要であると判断した内容については学生サービス・就職委員会などで報告し、改善に取り組んでいる。

また、学生個々の要望は、各キャンパスのリクエスト BOX に投函できるようになっている。要望内容については、全て学長が確認し、その回答を掲示等により学生に通知している。ここ 1～2 年はほぼ投函されていないことや、その内容からも少なくとも学生の大きな不満等はないという認識である。なお、さらなる学生サービス全体の向上をはかるため、「大学生活に関するアンケート調査」の結果を改革・改善の参考資料として積極的に活用している。【資料 2-4-11】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-4-11】令和 2（2020）年度学生生活に関するアンケート

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

従来は窓口のみで手続きをしていた、奨学金の申請や学費の延納分納許可届等の提出を、学院ホームページや教務システム UNIPA を利用し、学生に広く告知し、遠隔での手続きが可能となった。また、電話対応では限りがあるため、学生サービスチーム専用のメールアドレス(両キャンパス)を作成し、学生・保護者からの質問や相談を広く受けるよう努力した。今後も従来のに形に捉われずに、学生の要望に寄り添い、経済支援を行っていく。学生生徒等納付金の納付に関しても、各家庭の状況を十分に聞き取り、必要な奨学金の提示や、奨学金の増額についての指導をさらに強め、就学の継続が可能なように支援をしていく。

寮については、今後の運営を見直す必要がある。寮生の減少、コロナ禍での集団生活の難しさを鑑み下宿への移行も考えていく。その際は、寮生がスムーズに下宿への移行ができるよう、経済的、精神的な支援を強化していく必要性がある。また、寮に代わる下宿補助のシステムを構築し、高槻キャンパスの学生住居の確保に努めていく。

特徴的な取り組みとして実施している「読書マラソン」、「作文コンテスト」については、趣向を凝らし、さらに多くの学生が参加をするようなアイデアを出していきたい。

「読書マラソン」は、秋の読書週間と実施時期を重ねるなど、図書館の活用についても

って考えていくべきである。「作文コンテスト」も学生サービス委員会からのタイトル提示だけでなく、教職員から募るなど、学院全体での取り組みとして継続していきたい。いずれの取り組みも学生の学びの一助となるよう、学生部が学生とともに考えていく必要を強く感じる。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策を十分講じた上で、学生会活動、課外活動をしてきたが、従来の活動とはかけ離れていた。イベントを中止するのではなく、新しい生活様式に基づき、どのような方法を取れば実施できるのかを学生が考えていけるように支援していく。また、従来の形にとらわれずに、オンラインなどを活用し、行事を実施し、学生の帰属意識を高めていく。京都、高槻キャンパス間の学生の交流も徐々に以前のように深めていき、お互いの学びや発見を見いだせる環境を提供していきたい。

保健、衛生管理に関しては、対面型を主としていたカウンセリングからオンラインの併用が可能となったのを受け、今まで以上に学生の心の声に耳を傾け、希望する学びや進路が達成できるよう支援をする。感染症対策としても、率先して情報を収集し、学生の健康を守り、病気の罹患者が増加しない様細心の注意を払っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、京都キャンパス（大学本部、国際観光学部）と高槻キャンパス（子ども教育学部・短期大学部・附属こども園）の二つの校地を有している。両キャンパスを合わせた校地・校舎面積は次のとおりであり、大学設置基準上の必要面積を満たしている。

表 2-5-1 校地・校舎面積及び大学設置基準上の必要面積

	大学設置基準上の必要面積	大学全体	キャンパス別	
			京都キャンパス	高槻キャンパス
校地面積	7,500.00 m ²	35,992.28 m ²	5,287.78 m ²	30,704.50 m ²
校舎面積	5,386.90 m ²	26,037.58 m ²	8,571.77 m ²	17,465.81 m ²

※併設の短期大学部との共有面積を含む

※上記は大学設置基準上の算入面積（不算入用地を除く）

主な施設の概要は次のとおりであり、大学設置基準に定める必置施設を備えている。【資

料 2-5-1】【資料 2-5-2】

表 2-5-2 主な施設概要

京都キャンパス

施設名称	主要施設
室町館	学長室、学院統括室、IR 推進室、地域連携センター、文化創造センター、入学センター、講義室、演習室、情報処理演習室、茶室、事務室、印刷室、図書館、保健室（学生相談室含む）、食堂、教員執務室、学生サロン、クラブボックスなど
明治館	演習室、食育研究所など
烏丸館	演習室など
有栖館	和室など

高槻キャンパス

施設名称	主要施設
1 号館	事務室、学長室、副学長室、会議室、非常勤講師室、書庫、印刷室など
2 号館	演習室、情報処理演習室、実習指導室、絵本・表現資料室、電子ピアノ練習室、学生研究室、教員執務室、保健室、子育て支援拠点事業ひろば型施設「どんぐりの森」など
3 号館	レッスン室、ピアノ練習室、演習室など
4 号館	講義室、演習室、教員執務室、カンバセーションラウンジなど
5 号館	調理実習室、理科実験室実習室、小学校模擬教室、ロッカールームなど
6 号館	図書館、事務室など
7 号館	体育館、食堂、多目的室など
8 号館	セミナー室、クラブボックスなど
9 号館	大講義室、情報処理演習室など
A 号館	チャペルなど

ICT 環境としては、情報処理演習室を京都キャンパスに 2 教室、高槻キャンパスに 3 教室配置し、授業利用時を除いて学生に開放している。その他、学生が使用可能なパソコンを図書館等に設置している。

学生が使用できるパソコンの設置状況は次のとおりである。

表 2-5-3 学生用コンピュータの設置状況

京都キャンパス

施設名	台数
情報処理演習室（113 教室）	40(20)
情報処理演習室（114 教室）	28(12)
共同教員執務室（205 教室）	1(1)

高槻キャンパス

施設名	台数
情報処理演習室 A（9201 教室）	40(20)
情報処理演習室 B（5407 教室）	10(10)
情報処理演習室 C（2304 教室）	40(20)

※括弧は、新型コロナウイルス感染症対策として調整した台数

各教室の整備に関しては、毎年度、「教育研究整備計画」として、各部署から教育環境の整備の必要性について意見を集約し、緊急度が高いと判断したものから優先的に予算化を行っている。令和2(2020)年度では、京都、高槻両キャンパスのWi-Fi設備の敷設を段階的に進めている。【資料2-5-3】

また、学修管理システムであるUNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) に、新たにWeb上で授業資料の配布や課題管理等を行うことができる機能を追加、Microsoft365 (旧Office365) のコラボレーションプラットフォームであるMicrosoft Teams やアンケート作成ツールであるForms等の機能を全教職員、学生が使用できるようにし、遠隔授業の利便性を高めるような措置を講じた。それら遠隔授業に関するシステム面での整備に伴い、京都、高槻の各キャンパスに授業配信を行うために必要な部屋を設けるとともに機器設備を導入した。

2020年度はコロナ禍の状況ではあったが、実習や演習科目等、対面でなければ内容の保障が難しい授業を実施するため、教室の定員を通常時の半分とすることを基本とし、情報処理演習室等では机上にパーテーションを設置することで、学生、教員の安全の確保を行った。

※エビデンス集 (資料編)

【資料2-5-1】 令和2(2020)年度 平安女学院大学京都キャンパス 校舎図

【資料2-5-2】 令和2(2020)年度 平安女学院大学高槻キャンパス 校舎図

【資料2-5-3】 令和2(2020)年度教育研究整備計画 (決定額)

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

大学の实習施設としては、高槻キャンパスに大学附属の認定こども園があり、幼稚園教育実習、保育実習、体験実習 (インターンシップ) の実習先の一つとして活用している。また、高槻キャンパスの2号館内に設置された、高槻市地域子育て支援拠点事業つどいの広場「どんぐりの森」もボランティアを希望する学生は利用できる施設である。

図書館は京都キャンパスと高槻キャンパスにそれぞれ設置しており、学生はOPACおよびキャンパス間貸出により、両キャンパスの図書を利用することができる。令和2(2020)年5月1日現在の蔵書数は併設の短期大学部と併せて約20万冊を所蔵しており、閲覧席は191席 (京都キャンパス: 36席、高槻キャンパス: 155席) を設置しており、高槻キャンパスにおいては、学生数に対する図書館座席数は十分に確保しているものの、京都キャンパスの座席数は十分とは言えない。また、蔵書の中には改組等により現在ではなくなっている学部学科に係る専門図書もまだ多く存在しており、現在の学部学科に係る図書へ順次入れ替えを行っている。

開館時間は平日 (月～金) 9時15分から19時までとしているが、土曜日や祝日に学年暦に基づいて開講される場合は開館している。学期期間中は両キャンパス共に19時まで

開館しており、最終授業が終了する 18 時以降の学生の利用を保証している。京都キャンパスにおける 18 時以降の利用が顕著であるが、これはキャンパスの立地条件によるものが大きいと思われる。【資料 2-5-4】

利用状況としては、令和 2（2020）年度の図書館の延べ入館者数は両キャンパスを併せて 8,850 人で 1 日平均約 37.5 人であった。また、貸出冊数は年間 8,850 冊となり、例年よりおおよそ半減している。これは、コロナ渦による緊急事態宣言発出に伴う遠隔授業の導入などで、学生がキャンパスの図書館に来る機会が減少したことが影響していると考えられる。

学生に対する啓発活動の一環として、「読書マラソン」などの試みは例年と同様、引き続き取り組んでいるが、入館者数・貸出冊数等を増加させる抜本的な方策とは至っていない。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-4】 令和 2（2020）年度図書館入館者数

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設のバリアフリーについては、京都キャンパス、高槻キャンパスともに、エレベーター、スロープ、多目的トイレを設置して対応している。バリアフリー化されていない場所における車いす走行等はダンスロープにより解消を図っている。また、高槻キャンパスでは学費や奨学金の相談、学生教育研究災害傷害保険の窓口である学生サービスチームのドアはアシストドアとし、保健室は呼び出しブザーを設置している。

高槻キャンパスの建物は短期大学及び幼稚園が昭和 62（1987）年 4 月に移転・開学したさいに新築したものであり、昭和 56（1981）年 6 月施行の新耐震基準を満たし、施設の耐震性については問題ない。京都キャンパスの校舎については、平成 30（2018）年度に室町館、明治館の耐震工事を行ない、平成 31（2019）年 4 月から使用している。有栖館については、木造平屋建、棧瓦葺の公家住宅の面影を残す明治期の官舎として国の登録有形文化財に指定されており、その文化財的価値を損ねずに耐震補強を行うことは非常に難しいため、実施していない。【資料 2-5-5】

なお、ハンデを持つ学生については受験段階から個別相談に応じ、ハード面だけでなく日々の授業におけるソフト面についても協議の上で、入学していただいている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-5】 耐震工事概要

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の教育の特徴としている少人数での教育が効果的な数として、1 クラスを講義科目は 75 名以下、演習科目は 45 名以下、実技・実習（学外実習を除く）は 45 名以下で編成することを「授業開設基準」にて定めている。ほとんどの科目は、規定の人数で 1 クラスが編成されている。しかし令和 2（2020）年度においては、国際観光学科で 26 科目（内、遠隔授業 17 科目）、子ども教育学科で 14 科目（内、遠隔授業 10 科目）が、クラス分割や抽選などの対策を行ってもなお教員の担当コマ数などの制約により基準を超える人数で編

成されている。【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のために、教室の収容定員を通常時の半数以下として教室配当を試みたが、特に京都キャンパスでは教室数が足りない時間帯が生じるため、クラス分割せずに大教室での 1 クラス編成がやむを得ない科目があった。また、遠隔授業におけるクラス編成については、教室の収容定員の問題が生じないため、「授業開設基準」を大幅に超過しても受講を希望する学生は基本的にはすべて履修を認めたケースがあった。現状の「授業開設基準」は、遠隔授業の導入以前に作られた基準であるため、対面授業を前提とした基準となっている。新型コロナウイルス感染症対策として、急遽、遠隔授業を取り入れたため、遠隔授業においても同様の基準で判断してよいかどうかについては検討できていない。

履修登録者数が 10 名以下である科目については、「授業開設基準」にもとづき、教務委員会において審議のうえ、不開講とするなどの検討を行っている。ただし、10 名以下の科目であっても、卒業や免許資格の取得に必要な科目、専門演習（ゼミナール形式の演習科目）などについては総合的に判断して開講している。

【資料 2-5-6】 授業開設基準

【資料 2-5-7】 令和 2（2020）年度 授業別受講者人数表（国際）

【資料 2-5-8】 令和 2（2020）年度 授業別受講者人数表（子ども）

（3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

一部の授業における基準を超えた学生数でのクラス編成について、「授業開設基準」に従った運用となるよう見直しを図る。また、現状の「授業開設基準」は、遠隔授業の導入以前に作られた基準であるため、遠隔授業において効果的なクラス規模について、合わせて検討する必要がある。ここで「遠隔授業」については二つのタイプがあり、大学設置基準第 25 条第 2 項における「当該授業を行う教室等以外の場所」を①学内の他の教室に限定する場合と、②学外の場所（自宅等）も含める場合である。①の場合は、確保できる教室の収容定員から受講生に上限を設けることが可能である。②の場合には物理的な制限がないので、学修効果を損なわないような適切なクラス規模について検討を進めることにする。

京都キャンパスは施設の広さに制限があるため、図書館の座席数を飛躍的に増加させることは難しいが、什器類の配置等を工夫しつつ、さらに席数を増加させる方策を追究する。什器類と座席配置の検討をするとともに、高槻キャンパスのかつての学部学科に係る専門図書等で、国際観光学部の教員、学生の需要に合致する図書については、高槻キャンパスから京都キャンパスへの移管を行う等、京都キャンパスの図書の充実を図る。また、図書館には静かにひとりで過ごせる空間がある、ということを掲示物等で積極的にアピールし、また、そのような空間を意識的に創造していくように努めるとともに、所蔵図書紹介の企画展示、図書館のサービス（予約、図書館間相互利用（Inter Library Loan : ILL）等）の広報を積極的に行うことで図書館の入館者数・貸出冊数等の増加を目指す。

高槻キャンパスにおいては、Wi-Fi 環境の整備が学生からの要望にあがっている。今後の対応が課題である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の把握については主に「授業評価アンケート」と「学生生活に関するアンケート」を実施している。

「授業評価アンケート」は毎学期実施している。今まではアンケート用紙に記入・回収する形式で実施していたが、令和 2（2020）年度からは、office365 の forms の機能を利用して Web で実施した。授業ごとに QR コードを設定し、スマートフォンで学生に読み取ってもらい実施した。しかし、アンケート用紙を配付して回収するよりも回答率が低くなった。従来は、授業中に時間をとって回答させていたが、授業時間外にスマホからアクセスして回答させたことが要因として考えられる。このことは問題点であると認識しており改善策を検討している。

「授業評価アンケート」の質問項目には、授業に取り組む学生の姿勢、授業内容の分かりやすさのほか、「授業内の質問や相談などには可能な範囲で応じ、個々の学生に配慮があった」など学修支援に係る項目を設けている。アンケートの結果に関しては IR 推進室がとりまとめて学部・学科ごとの集計・分析を行っているほか、個別の結果は教員ごとに開示している。そのさい、学生からの意見や質問に関しては当該教員から直接回答してもらい、集計結果とともに学内ホームページにおいて学生が確認できるようにフィードバックしている。また学生からの評価が継続して低い場合、もしくは自由記入欄に問題となるような記載があった場合は、学部長が個別に呼び出して、授業改善に努めるように指導している。【資料 2-6-1】

「学生生活に関するアンケート」は全学生を対象に実施しているが、その質問項目にも、「授業中以外の学修時間は週にどのくらいですか」「あなたは本学の授業に対してどのように取り組んでいますか」など学生自身の学修行動に関する質問を設定している。「授業評価アンケート」と同様に令和 2（2020）年度から Web で実施したところ、こちらも回答率が 60%くらいに低下しており改善策を検討している。またこのアンケート結果も IR 推進室にて集計・分析を行っている。【資料 2-6-2】

その他には各キャンパスにリクエストボックスを設けて意見のある学生が随時投稿できるようにして授業支援の体制改善に反映させている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】 令和 2（2020）年度授業評価アンケート

【資料 2-6-2】 令和 2（2020）年度学生生活に関するアンケート 【資料 2-4-11】と同じ

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望については、2-6-①にも記載しているが、全学生を対象に「学生生活に関するアンケート」を実施して、IR 推進室が調査・分析を行っている。

心身に関する健康相談については、主として保健室と学生サポートセンター（学生相談室）が対応している。保健室利用状況は表 2-6-1 の通りである。

表 2-6-1（表 2-4-6 再掲） 令和 2 年（2020 年）度の保健室の利用状況

キャンパス	延べ利用者数
京都キャンパス 保健室	220 人
高槻キャンパス 保健室	607 人
合計	827 人

※延べ利用者数には教職員や併設の短期大学部生等を含む。

学生サポートセンター（学生相談室）には、保健室スタッフが常駐するほか、カウンセラーを京都キャンパスに 2 名、高槻キャンパスに 3 名配置し、交代で学生の相談を受け付けている。相談内容によっては、継続的な相談を進言したり、場合によっては学外の相談機関・医療機関を紹介したりして、学生が安心して学業を継続できるように、また迅速に問題解決に向かえるように努めている。また学生だけではなく、当該学生の保護者からの相談も随時受付けている。

相談内容を支援に活かすため、必要に応じて学部長に報告することもある。また、学期ごとに学生サポートミーティングを開いている。メンバーは学生部長・学生部副部長、学生サービスチーム課長、キャリアサポートセンター課長、保健室スタッフ、カウンセラーである。日々の相談業務で気になる学生について学生からの要望を共有し、当該学生の支援につなげている。

また、学生生活に関する要望については学生会を通じても把握している。年 2 回開催の「リーダーズセミナー」において、学生会、各クラブの代表者から意見・希望を聴取している。「リーダーズセミナー」には学生部の教員や学生サービスチームの職員が出席しており、解決可能な事項についてはその場で回答し、その他相談が必要であると判断した内容については、学生サービス・就職委員会などで協議し、改善に取り組んでいる。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見、要望の把握については、「学生生活に関するアンケート」で個々の学生から直接くみ上げているほか、「リーダーズセミナー」では学生会・クラブ活動からの要望としてもくみ上げている。また常時「リクエストボックス」による意見などから把握している。

それぞれの要望については、各学部、学生部、教学部などで分析・検討して、改善できることから順次取り組んでいる。例えば令和 2（2020）年度では学生会からの要望により

京都キャンパスの全教室に時計を設置した。

このように学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムは適切に整備されており、施設・設備の改善に反映している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、アンケートをはじめとして様々な形で学生の意見や要望をくみ上げる仕組みを構築している。今後の課題としては、よりスムーズに、くみ上げた意見や要望を基に学修環境の改善に繋げる体制整備が必要であると考えている。

〔基準 2 の自己評価〕

本学は、建学の精神や教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学部ごとに明確定めて学生を受け入れている。アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者選抜方法を設けて学生の受け入れを行っているが、定員を充足できていないことが最大の課題である。入学センターが主体となって、検定料の見直しやホームページの見直しなどを行い、受験生に本学の理解を深めてもらえるよう工夫していく。

学修支援については、小規模な大学であり、教職員一体となってきめこまやかな支援を行っている。1・2 年次にクラス担任制を導入し、3・4 年次のゼミ指導と合わせて、きめ細やかな個別指導を行っている。コロナウイルス感染症の影響が今後もあると考え対応策を検討する。

学修環境の整備については、関係法令に沿って適切に整備しており、課題であった京都キャンパスの耐震工事も完了した。両キャンパスで別々の課題はあるが、京都キャンパスにおいては施設の広さに制限があるため、教室や配置などをより効果的に使用できるよう検証する。高槻キャンパスにおいては、Wi-Fi スポットの設置が課題である。遠隔授業や ICT の活用においても必要になってくるので範囲を検討して取り組んでいく。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえて、大学全体及び両学部のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧等に掲載し、学内外に公表している。【資料 3-1-1】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーと各科目の関連性についてはカリキュラムマップを作成し、学生便覧に掲載して周知している。また、シラバスにおいても当該科目と関連のあるディプロマ・ポリシーを示している。カリキュラムマップは、各科目がどのディプロマ・ポリシーと関連があるかを一覧で示したものである。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

本学の卒業要件は、学則第 23 条に 4 年以上在学の上、各学科カリキュラムの科目区分において必要な単位数を修得した上で、合計 128 単位以上を修得することが規定されている。

科目単位では、授業担当者に対して、関連するディプロマ・ポリシーをシラバスにて示し、当該科目の到達目標にディプロマ・ポリシーを反映するように求めている。具体的にはその科目においてディプロマ・ポリシーを達成するために、こういった内容をどの程度身に付ける必要があるのかについて、周辺領域の科目との連携や上位年次配当科目への接続を踏まえて設定するように求めている。

子ども教育学部では、卒業研究の判定にディプロマ・ポリシーに基づくルーブリック評価表を用いている。【資料 3-1-4】

他大学などにおける授業科目の履修による単位、大学以外の教育施設などにおける学修の単位、入学前の既習得単位（以下、「他大学等で修得した単位」という。）の認定についてはそれぞれ学則第 19 条から 21 条において規定している。

本学では、進級に条件を設けていないため、ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級基準は策定していない。また、大学院を設置していないため、修了認定基準は策定していない。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学生の卒業認定に当たっては、必修科目、科目区分ごとの最低修得単位数、合計の修得単位数等が各学科のカリキュラムで定められた条件に達しているかについて、卒業判定教務委員会を経て卒業判定教授会において確認している。しかし、ディプロマ・ポリシーに

対応する科目の修得ができているかどうか確認する要件はない。また、カリキュラムの構造としてカリキュラムマップにてディプロマ・ポリシーと科目の関連を示しているが、国際観光学科、子ども教育学科とも、各科目区分における最低修得単位数と、カリキュラムマップの科目が連動していない。そのため、多くの学生において特定のディプロマ・ポリシーに関連する科目の修得が極めて少ない状況が生じている。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

また、各科目の到達目標の設定は、各授業担当者の判断に委ねられており、学科のカリキュラム全体を通した設定内容とはなっていないことが多い。

科目の単位認定にあたっては、当該科目のシラバスに示されている到達目標に対しての到達度を測ることで成績を評価している。標準的な講義科目においては、成績評価の中央値が 75～80 点になることを目安として示しているが、あくまでも目安であって、徹底していない。しかし複数のクラスで開講し、別々の教員が担当している科目では、成績評価を公平に行うために、分担した学生グループ毎の中央値（または平均値）が同じくらいになるように調整をしている科目もある。その際、当該科目で統一のルーブリック評価を用いているもの等もあるが、中央値・平均値の代わりに GP（または CPA）を活用する工夫はできていない。

他大学等で修得した単位の認定は学則において規定しているが、単位の認定方法についての規程等はなく、各学科が独自に作成した単位認定案について教務委員会で内容を確認している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-1-1】大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

【資料 3-1-2】令和 2（2020）年度国際観光学科カリキュラムマップ

【資料 3-1-3】令和 2（2020）年度子ども教育学科カリキュラムマップ

【資料 3-1-4】ディプロマ・ポリシーに沿った卒論評価の指標

【資料 3-1-5】令和 2（2020）年度国際観光学科卒業生の単位修得状況

【資料 3-1-6】令和 2（2020）年度子ども教育学科卒業生の単位修得状況

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状の卒業認定では、ディプロマ・ポリシーの各項目に対応した科目の修得ができているかどうかを確認する要件はないため、全体としてのディプロマ・ポリシーを達成できているかどうかは、カリキュラムマップに示した科目の修得状況で判断することになる。しかし、カリキュラム上の科目区分とディプロマ・ポリシーに関連性がないため、今後はディプロマ・ポリシー達成に必要な単位数（科目）が保証されているか等、カリキュラムの構成について検証が必要である。特に、特定のディプロマ・ポリシーに関連する科目の修得が極めて少ない、あるいはまったく修得していない状態で卒業が認定されていることについては早急に改善する必要がある。

各科目の到達目標の設定について、カリキュラムマップで示されたディプロマ・ポリシーを踏まえるよう授業担当者には求めているものの、担当者の裁量でシラバスが作成され

っていると退職等により担当する教員が変わるたびに到達目標も変わってしまう可能性があるため、ディプロマ・ポリシーをシラバスに反映させるための一定の基準を設けること等を検討する必要がある。

成績評価の公平性のための工夫として、ルーブリック評価等を用いた取り組みを行っている科目もあるが、一部の科目に留まっているため、それらの取り組み内容を共有し、各科目の成績評価方法の見直しを図る。また、GPA の成績分布等の資料を活用することも検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学全体及び各学部のカリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて、毎年度、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーと合わせて見直しを行い自己点検・評価委員会で確認している。

各学部のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

国際観光学部	1	「教養科目」においては、「キリスト教学」「ジェネリックスキル」を必修科目とする。基本的な知識・技能を習得し、社会人として必要となる知識と技能を身につけるために「基礎科目」「教養展開科目」を配置する。
	2	専門科目においては、「観光ホスピタリティ・京都学コース」「外国語特修コース」両コース共通して学ぶべき科目と卒業研究科目を必修科目とする。
	3	各コースで求められる専門的な知識と技能を段階的に身につけるため、専門科目を「専門導入」「専門基礎」「専門展開」の各科目群に配置する。
	4	京都の伝統文化を学ぶ演習科目、京都のおもてなしや歴史・文化を学ぶ科目を配置し、京都のホスピタリティと文化を理解する。
	5	国際観光学を実践的に学ぶために「実習科目」を配置し、国際

		観光学の諸分野で必要とされる体験知を獲得する。
子ども教育学部	1.	豊かな教養を身につけるために「教養科目」を置き、「キリスト教学」、「キリスト教文化」を必修科目としてキリスト教の精神に基づく人間性を涵養するとともに、「伝統文化論（茶道）」を通して日本文化への理解を深められるようにする。
	2.	「学部基幹科目」、「専門発展科目」、「子ども教育科目」、「乳幼児保育科目」、「初等中等教育科目」、「英語教育科目」、「発達・教育心理学科目」を体系的に配置し、子どもの教育・保育に関する専門知識、技能を修得できるようにするとともに、少人数での演習を通して応用力を身につける。
	3.	「実習科目」を置き、現場での学びを通して必要な技術を身につけ、教育・保育の専門家としての責任感、倫理観を育成できるようにする。
	4.	自ら課題を設定し、調査研究や討議を行う演習科目を段階的に設置し、創造的思考力を高めることによって課題解決力を育て、自らの研究テーマに関する卒業研究を通して、自らの課題を深めることで、生涯にわたって学び続ける力をつける。
	5.	行政と連携したインターンシップ科目を通して、地域におけるボランティア等の体験的な学びを充実させ、組織的、計画的に活動することで、社会性や他者との協働性を身につけ、社会に貢献できる学生を育てられるようにする。

カリキュラム・ポリシーは学生便覧に記載し学生に周知するとともに、ホームページにも掲載して学内外に公表している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】 学生便覧 （p.8）【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-2】 大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、三つのポリシーを一貫性のあるものとして、自己点検・評価委員会において一括で見直しを行っている。建学の精神、大学の教育目的のもとに、ディプロマ・ポリシーを規定し、それを達成するための教育課程についてカリキュラム・ポリシーを規定している。以上のことからカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの一貫性が確保されている。【資料 3-2-3】

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-3】 大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学全体のカリキュラム・ポリシーに定めている「ジェネリックスキル」の修得のために国際観光学部では1年次から3年次までの「ジェネリックスキルⅠ～Ⅵ」を子ども教育学部においては1年次の「ジェネリックスキルⅠ・Ⅱ」を必修科目としている。

両学部のカリキュラム・ポリシーで各科目群において必要な事項を示しており、これを踏まえて、授業科目を配置している。

シラバスの執筆については教務チーム担当者より「シラバスの作り方」や「登録マニュアル」を担当教員に送付している。「シラバスの作り方」において、そもそもシラバスとはから単位制度の実質化などについても説明文書を記載し、記入例を使って必要な項目、留意事項を示して、シラバスの標準化を図っている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

単位制度の実質を保つために、平安女学院大学履修規程において履修できる上限単位数を各学期 22 単位までに制限している。ただし、2 年次以降、通算 GPA 3.3 以上の成績優秀者で教学部長が認めた者、複数の資格を取得しようとする者で教学部長が認めた者、4 年次生で、卒業要件単位数を満たす必要等がある場合などには上限を超えて 30 単位まで登録可能として、幅広い学習を可能としている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-4】令和 3（2021）年度シラバス作成について（依頼）

【資料 3-2-5】令和 3（2021）年度シラバスの作り方

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、大きな科目区分として「教養科目」「専門科目」の二つを設定しており、「教養科目」の中で教養教育を実施している。

国際観光学部では「教養科目」において「キリスト教学」「ジェネリックスキル」を必修科目とし、基本的な知識・技能を身につけ、また、社会人として必要となる知識と技能を身につけるために「基礎科目」「教養展開科目」を配置している。【資料 3-2-6】

子ども教育学部においても「キリスト教学」、「キリスト教文化」を必修科目としてキリスト教の精神に基づく人間性を涵養するとともに、「伝統文化論（茶道）」を通して日本文化への理解を深められるようにしている。【資料 3-2-7】

教養教育の実施体制としては教務委員会がそれにあたっている。教務委員会では「教養科目」における授業科目及び教員の配置について検討している。教務委員会での決定事項は、教授会の儀を経て、理事会に提出される。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-6】令和 2（2020）年度国際観光学科カリキュラム

【資料 3-2-7】令和 2（2020）年度子ども教育学科カリキュラム

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の改善を進めるための組織体制については、FD 委員会を設置している。
令和 2（2020）年度はコロナ禍による遠隔授業実施のために「遠隔授業の方法と授業モデルの提案」「最新のセキュリティ事情と令和 2（2020）年度遠隔授業の振り返り」というテーマで全学 FD（Faculty Development）を実施した。FD を実施した結果として、遠隔授業が円滑に行うことができた。

また学生による授業評価アンケートの結果を全教員にフィードバックしている。
アンケートの設問には「補助教材（レジュメ、スライド、ビデオなど）が適切に用いられて内容の理解を助けた」「オンライン授業はいろいろと工夫されていて理解しやすかった」などの設問があり、教員は学生からの評価を受けて改善点などをフィードバック回答している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体及び各学部のカリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて、毎年度、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーと合わせて見直しを行い自己点検・評価委員会で確認している。

令和 2（2020）年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、遠隔授業の導入や学外での実習が制限されるなど授業方法について大きな変更が生じている。このような中で授業方法について工夫・開発の取組を強化していくことが必要である。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、令和元（2019）年 9 月にディプロマ・ポリシーを踏まえて、アセスメント・ポリシーを次の通り定めて、ホームページで公表している。

学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

・機関レベル（平安女学院大学）のアセスメント・ポリシー

学生の志望進路（就職率、資格・免許を活用した進路への就業率、小学校合格率など）から、学修成果の達成状況を査定します。

※具体的な検証方法

（卒業判定）ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの判定

— 卒業率・学位授与数・就職率・卒業時満足度調査
(単位認定・進級判定) CP に則って学修が進められているかの判定 — GPA・学生生活に関するアンケート・休学率・退学率など
(入学前・入学直後) AP を満たす人材かどうかの判定 — 各種入学試験

・学部レベルのアセスメント・ポリシー

各学部の卒業要件達成状況、資格・免許の取得状況などから教育課程全体を通した学修成果の達成状況を査定します。

国際観光学部

(卒業判定) ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの判定 — GPA・単位取得状況・外部テスト結果・卒業時満足度調査
(単位認定・進級判定) CP に則って学修が進められているかの判定 — GPA・修得単位数・外部テスト結果・学生生活に関するアンケート・留学プログラム参加者の成果・課外活動状況
(入学前・入学直後) AP を満たす人材かどうかの判定 — 各種入学試験

子ども教育学部

(卒業判定) ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの判定 — GPA・単位取得状況・外部テスト結果・卒業時満足度調査
(単位認定・進級判定) CP に則って学修が進められているかの判定 — GPA・修得単位数・外部テスト結果・学生生活に関するアンケート・課外活動状況
(入学前・入学直後) AP を満たす人材かどうかの判定 — 各種入学試験

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検としては、IR 推進室が実施している卒業時アンケート等の分析結果に関して報告がある。その内容を各学部で検証し、次年度以降の教育課程の検討材料としている。

授業評価に関しては「授業評価アンケート」の結果について全教員にフィードバック回答を依頼している。フィードバックの回答はアンケート結果とともに学内ページで公開して学生が確認できるようになっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検について、GPA の分布について分析ができていないので取り掛かる。卒業生へのアンケートを実施する。

〔基準 3 の自己評価〕

本学は、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーの各項目と各科目との関連性についてはカリキュラムマップを作成し、学生便覧に掲載して周知している。また各科目のシラバスには対応するディプロマ・ポリシーを掲載して、その内容を反映した具体的な科目到達目標を設定しており、各科目の単位認定においては、それぞれの科目が対応するディプロマ・ポリシーの項目を達成することになっている。

卒業認定は各学部のカリキュラムに基づいて卒業要件となる単位数を満たしているかどうかを卒業判定教務委員会を経て教授会で確認している。ディプロマ・ポリシーの各項目に沿って達成できるようになっている。ただし、ディプロマ・ポリシーの各項目と科目の関係については偏りがあるなど卒業要件との関連性を修正する必要も出てきている。

カリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて、毎年度、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーと合わせて一貫性が失われないように見直しを行っている。教養教育については大学全体で取り組み、教養科目として各学部に共通の科目を置いている。また授業方法の工夫開発に関わる FD を開催して効果的な授業方法を共有している。特に④令和 2（2020）年度は遠隔授業実施のための FD に取り組み、円滑な遠隔授業を行うことができた。

このように、基準 3 を満たしている。ただし、ディプロマ・ポリシーの各項目と科目との関係ではまだ十分に対応できていない部分もあることについては、改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、「平安女学院大学学則」第 5 条において、「学長は校務をつかさどり、所属職員を統括する」と定めており、学長を大学運営における最高責任者として位置付けている。

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、「平安女学院大学学則第 5 条」「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程第 3 条」に規定する副学長を配置し、教育研究全般について学長を補佐している。また組織規程第 4 条において、「学長は必要に応じて学長補佐を置くことができる」と定めており、必要に応じて学長補佐を任命している。

【資料 4-1-1】平安女学院大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程【資料 2-3-1】と同じ

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、権限の適切な分散と責任の明確化のため、学長、副学長、学長補佐の職務、任期等を「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程」において規定している。副学長の職務については 組織規程第 3 条にて「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定し、また学長が不在で緊急を要する場合は、副学長が学長の職務を執行するとしている。学長補佐については組織規程第 4 条にて、必要に応じて置くことができるとし、「学長補佐は本学の教育・研究等の推進及び学生募集のため、企画立案に参画し、学長を補佐する。」と規定している。【資料 4-1-3】

本学の意思決定組織としては学部教授会、各種委員会等がある。大学の管理運営は、学校教育法や、大学設置基準等の関係法令に則るとともに、「平安女学院大学学則」第 8 条に規定する学部教授会で教学に関わる重要事項を審議し、教務委員会で調整をすることとしている。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

教授会の意見を聴くことが必要な事項については学長裁定により規定された「教育研究に関する重要事項についての内規」第 2 条にて「学長は各学部の教授会規程第 4 条第 1 項第 1 号から第 2 号に掲げる事項について、教授会の意見を聴くものとする。」と規定して、予め教授会の意見を聴いている。具体的には、学生の入学、卒業及び課程の修了と学位の授与について意見を聴いている。【資料 4-1-6】

学部教授会は原則として毎月第 2 週に開催し、教学に関わる諸議案を審議している。

学部教授会で審議した事項などは、学長及び理事会において最終決定される。管理・運営に関わる重要事項については理事会の承認事項としている。

学部教授会の構成員については、「国際観光学部教授会規程」第1条及び「子ども学部教授会規程」第1条において「学長が指名する」と規定され、現在は全ての専任教員及び特別任用教員が構成員として学部教授会に出席している。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

また両学部及び短期大学部と合同で開催される合同教授会があり、令和元（2019）年度までは京都キャンパスで開催していたが、コロナ禍での教員の移動や会議室での密な状態を避けるために開催していない。必要に応じて京都キャンパスと高槻キャンパスをオンラインでつないで報告している。【資料 4-1-9】

教務委員会や学生サービス・就職委員会など各種委員会からの提案等は、学部教授会で報告・審議し、理事会で決定している。

【資料 4-1-3】 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程【資料 2-3-1】と同じ

【資料 4-1-4】 平安女学院大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-5】 教務委員会規程 【資料 2-2-1】と同じ

【資料 4-1-6】 教育研究に関する重要事項についての内規

【資料 4-1-7】 国際観光学部教授会規程

【資料 4-1-8】 子ども教育学部教授会規程

【資料 4-1-9】 合同教授会規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織は「学校法人平安女学院組織規程」「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程」に基づき、大学事務部が法人本部事務局や学院統括室と連携しながら業務を遂行している。

大学事務部所属職員は京都キャンパスに 11 人、高槻キャンパスに 25 人（カウンセラー 1 名含む）の職員を配置している。【表 4-1-1】（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）。その中で教務担当職員は京都キャンパスで 3 名、高槻キャンパスで 4 名である。子ども教育学部と併設の短期大学部保育科において教育実習や保育実習などに係る対応があるので実習支援チームを置き対応している。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】

表 4-1-1

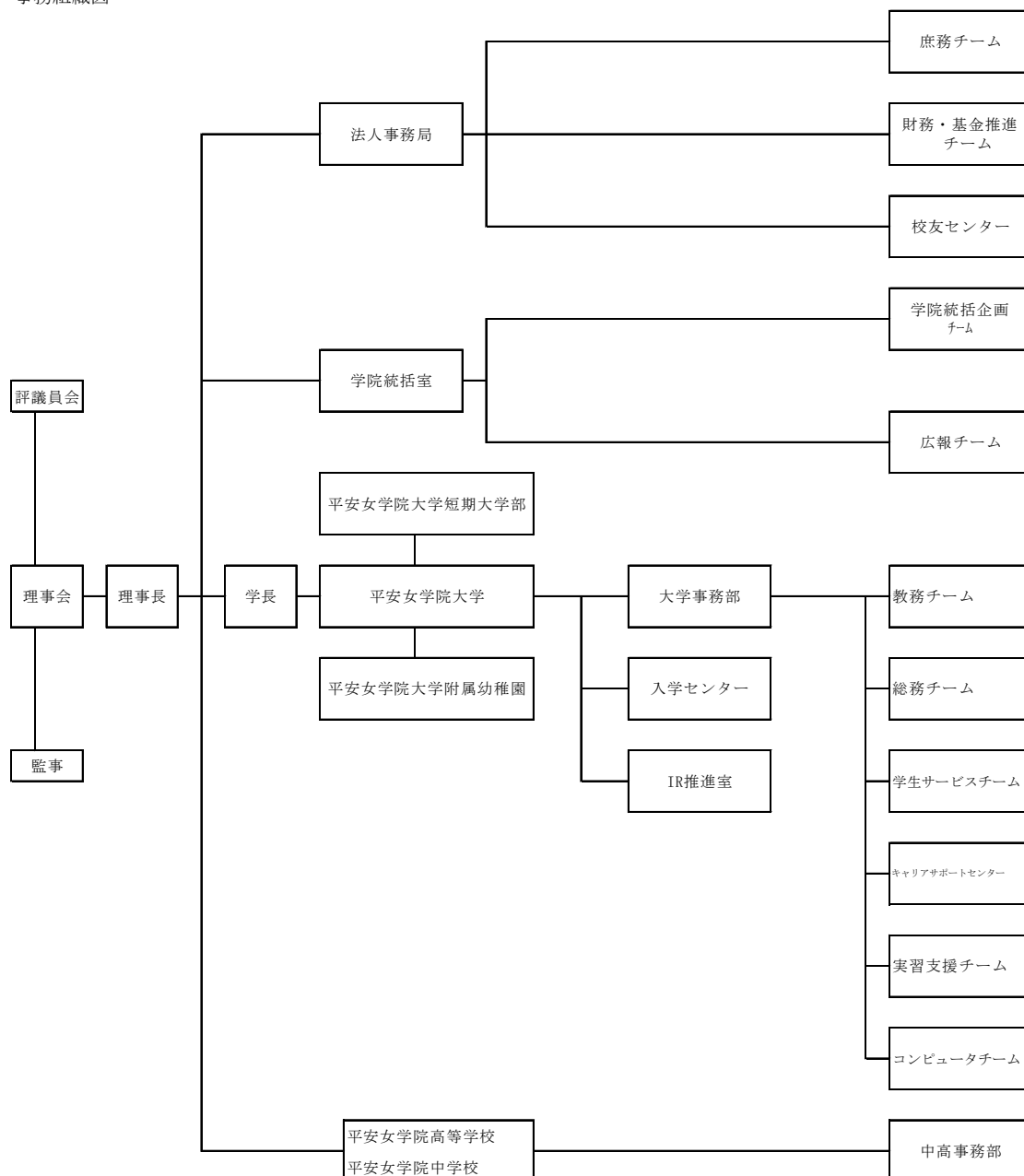
京都キャンパス			高槻キャンパス		
教務チーム	教務担当	3	教務チーム	教務担当	4
	総務担当	1		総務担当	3
	ICT 担当	1		ICT 担当	2
				管財担当	1
				どんぐりの森	4
学生サービス	学生サービス		学生サービスチ	学生	2

平安女学院大学

チーム	キャリアサポート		ーム	キャリアサポート	2
	保健室			保健室	2
	カウンセラー	2		カウンセラー	1
			実習支援チーム		4

※人数は派遣、パート職員を含む

学校法人平安女学院
事務組織図



職員の人事については、「学校法人平安女学院就業規則」第 6 条に「教職員の採用、異

動、休職、復職、退職、解雇及び表彰、懲戒に関する人事は、所属長の意見具申に基づき、理事長がこれを行う。」と定めている。これに基づき、職員採用計画は、各所属長の意見具申等に基づき、人事を担当する学院統括室が立案する。なお、本学では欠員補充が必要な場合や組織改編にあわせて採用計画を立案している。【資料 4-1-12】

【資料 4-1-10】 学校法人平安女学院組織規程

【資料 4-1-11】 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程

【資料 2-3-1】 と同じ

【資料 4-1-12】 令和 3（2021）年度大学教職員一覧表

【資料 4-1-13】 学校法人平安女学院就業規則

（3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学長のリーダーシップが適切に発揮できるために、副学長、学長補佐などが補佐する体制を整備している。学長のリーダーシップのもと、意思決定のプロセスは明確である。

コロナ禍の状況の中、緊急に判断を要することが想定されるので、遠隔や在宅の状況でも適切なリーダーシップを発揮できる仕組みを検討する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（1）4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

（2）4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、国際観光学部に 20 人、子ども教育学部に 21 人の専任教員を配置しており（子ども教育学部の 1 人は育児休業中）、大学設置基準第 13 条に定める専任教員数を満たしている。また、必要教授数 18 人に対して教授は 19 人であり大学設置基準第 13 条に定める教授数を満たしている。

専任教員数には、「学校法人平安女学院 特別任用教員に関する規程」に定める特別任用教員を含めている。本学における特別任用教員は、授業科目を担当するだけでなく、役職や各種委員会の委員、クラス担任を務める場合もある。また、週 3 日間を出校日と定めており、専任教員に準ずる勤務形態である。【資料 4-2-1】

【資料 4-2-1】 学校法人平安女学院 特別任用教員に関する規程

表 2-8-1 教員配置数 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

	専任教員数					設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数
	教授	准教授	講師	助教	計		
国際観光学部	12	3	0	4	19	14	7
子ども教育学部	8	6	3	4	21	10	5
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数						12	6
合 計	21	9	3	8	40	36	18

※上記専任教員数に学長は含まない

本学における教員の採用・昇任等は「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部専任教員選考規程」及び「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部教員の昇任審査内規」によって定められている。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

具体的な採用までのプロセスについては、①退職予定の教員などの調査②各学部長からの要請③学長による募集方法の決定（公募もしくは推薦）④候補者を人事委員会にて審議⑤理事会審議・承認⑥教授会に報告一となる。

採用にあたっては、「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部専任教員選考規程」に基づき、人事委員会にて教育業績及び研究業績と募集分野の適合性を審査するとともに、理事長・学長による面接を経て、人格、経歴なども含めて総合的に判断することになっている。また、キリスト教教育を柱とする建学の精神への理解も重要視している。

昇任については、「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部教員の昇任審査内規」の基準に基づいて、人事委員会にて審議の後に理事会で決定し、教授会に報告している。【資料 4-2-4】

【資料 4-2-2】 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部専任教員選考規程

【資料 4-2-3】 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部教員の昇任審査内規

【資料 4-2-4】 人事委員会規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動については「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部 UD 委員会規程」の第 2 条第 2 項に「UD 委員会には、FD 委員会及び SD 委員会を置く。」と FD 委員会の設置を明記している(UD: University Development、FD: Faculty Development、SD:

Staff Development)。

FD の取組として、令和 2 (2020) 年度は、「遠隔授業の方法と授業モデルの提案」「最新のセキュリティ事情と令和 2 (2020) 年度遠隔授業の振り返り」というテーマで全学 FD を実施した。FD を実施した結果として、遠隔授業が円滑に行うことができ、また令和 2 (2020) 年度の遠隔授業の経験値を令和 3 (2021) 年度につなげることができている。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

※エビデンス集 (資料編)

【資料 4-2-5】全学 FD (遠隔授業説明会) のお知らせ (令和 2 (2020) 年 4 月 22 日開催)

【資料 4-2-6】最新のセキュリティ事情と令和 2 (2020) 年度遠隔授業の振り返り

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症への対策として、遠隔授業を実施した。これまで経験していない授業方法を取り入れなければならなかったため、遠隔授業の諸準備から実施方法等について、全学部共通の課題に対して全学 FD を実施したが、例年の FD は各学部が主体となって行っており、その内容は授業運営に関わること等、具体的な内容が多くなっている。学校教育法等の法令や制度的な方向から教育内容を見直すような内容の FD の計画も検討する必要がある。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

SD を推進する機関として SD 委員会を設置している。

令和 2 (2020) 年度はコロナ対策に追われていたともあり、例年のような SD 研修会や合同 FD・SD は実施できなかった。大学職員としての運営能力や高等教育への関心と専門的資質・能力の向上を図るため、日本私立学校振興共済事業団やコンソーシアム京都などが主催する各種研修会への参加を推奨していたが、こちらもコロナ禍により、取り止めやオンラインでの受講となっている。コンソーシアム京都の SD フォーラムなどは、参加案内を配信し、希望する職員が受講している。

※エビデンス集 (資料編)

【資料 4-4-1】平安女学院大学 UD 委員会規程

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 29 (2017) 年 4 月の大学設置基準における SD 必修化以前から、本学では各種 SD や合同 FD・SD を実施してきたが、令和 2 (2020) 年度はコロナ禍による遠隔授業対応な

どで研修の機会が少なくなっていた。今後の SD に関しては、状況に応じながら職員の能力開発の機会を作っていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では専任及び特任教員に「教員執務室」を準備している。京都キャンパスにおいて 3 名が同居する部屋が 1 室あるが、パーテーションで区切ることでプライバシーを保っている。その他はすべて個室の研究室である。室内には机、椅子、書架、面談及び作業に使用できるミーティングテーブルと椅子を配置している。就任時は大学からパソコン及びプリンターを供与している。その後のインクの補充や買い替えについては、個人研究費での対応をお願いしている。面積は京都キャンパス 12m²、高槻キャンパス 20 m² が標準的な広さとなっている。また、京都キャンパスでは複数の教員が自由に使用できる「共同教員執務室」とも言える部屋を設け、教員間の打ち合わせや学生指導に利用している。

本学の情報通信はコアな情報が流出する機会を防ぐため、LAN は教育系と事務系に分けており、教員は学生とともに教育系 LAN を使用している。また、マイクロソフト社のクラウドサービスである Office365 を使用しているため、学外においても円滑なパソコン作業が可能で、Web 会議システムを利用することで会議・打合せも容易に開催できる。また、マイクロソフト社と包括ライセンス契約を締結しており、学内でデスクトップパソコン使用の場合は自宅用ノートパソコン 1 台が無料で最新の Office をインストールして利用することができる。学内・自宅用のパソコンの組み合わせが逆の場合も可能で、タブレット端末やスマートフォンとの組み合わせも可能である。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-1】 京都キャンパス校内ガイドマップ（2021 年度）

【資料 4-4-2】 高槻キャンパス校舎平面図：2021 年度版

【資料 4-4-3】 包括ライセンス契約書（マイクロソフト社）

【資料 4-4-4】 OVS-ES 契約書（2021 年度版）

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動に関しては「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究活動上の不正防止に関する規程」「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究倫理審査規程」「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究データ保存等に関する

る細則を定めて教職員に周知している。これらの規程は公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針とともに大学ホームページにて公表しており、最高管理責任者を学長とした責任体制を明確にしている。

公的研究費の使用に関しては、科学研究費助成事業取扱規程などの規定に基づき厳正に管理している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-5】「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究活動上の不正防止に関する規程」

【資料 4-4-6】「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究倫理審査規程」

【資料 4-4-7】「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究データ保存等に関する細則」

【資料 4-4-8】「科学研究費助成事業取扱規程」

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費は専任教員 1 人あたり 13 万 6 千円～16 万円を、特任教員には 77,000 円～90,000 円交付している。その使用にあたっては、総額の 40%までを旅費にあてることを可能としている。これはできる限り書籍や物品を購入して退職後などには寄付してもらうことを前提としている。

また、学長裁量経費の制度があり、令和 2（2020）年度は 3 件の課題が採択された

令和 2（2020）年度 学長裁量経費 採択課題一覧

	研究課題名	代表教員名	採択金額
1	教育実践報告集『新型コロナ期以降の観光学—大学教育の挑戦と課題』の編集と制作	毛利憲一	500,000
2	遠隔授業を通常授業の中で併用する方法についての研究	門谷真希・清水里美	300,000
3	VR（ヴァーチャルリアリティ）を用いた遠隔授業およびコンテンツの開発と実践	岩渕善美	200,000

教員の研究に関する人的支援としては、科学研究費助成金の申請などにおいて、学内説明会を開催し、申請資料の確認など支援している。

（3）4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備については、京都・高槻両キャンパスとも整備しているが、コロナ禍で必要性が増してきた遠隔授業・遠隔会議の環境整備を進めていく。教員に整備に関する希望調査などを実施して優先順位をつけて整備していく。

研究費について、予算の都合上年々額を縮小しているが今後拡充していくことが課題である。

〔基準 4 の自己評価〕

無線 LAN で高速インターネットを利用できる Wi-Fi スポットの設置は、順次京都キャンパスが先行しているが、高槻キャンパスにおいても順次整備を進める。また、教員が求める研究環境を把握するため、アンケート調査等を行うことを検討する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学院は「学校法人平安女学院寄附行為」第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神にもとづく教育を行うことを目的とする。」と定めており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。【資料 5-1-1】

組織については「学校法人平安女学院組織規程」「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程」において大学の組織を定め、その職務権限・内容について規定している。

【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

組織倫理に関しては「学校法人平安女学院就業規則」により教職員の一般的な倫理規範を定め、教育研究活動に関しては「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究活動上の不正防止に関する規程」「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究倫理審査規程」を定めている。これらの規程に基づき経営の規律と誠実性の維持に努めている。【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-1】 学校法人平安女学院寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-1-2】 学校法人平安女学院組織規程 【資料 4-1-9】 と同じ

【資料 5-1-3】 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程【資料 2-3-1】 と同じ

【資料 5-1-4】 学校法人平安女学院就業規則 【資料 4-1-12】 と同じ

【資料 5-1-5】 「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究活動上の不正防止に関する規程」 【資料 4-4-5】 と同じ

【資料 5-1-6】 「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究倫理審査規程」 【資料 4-4-6】 と同じ

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学院では、中期経営計画を策定し、使命・目的の実現に向けた取り組みを実施している。直近では令和 2（2020）年 3 月に、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの第 3 次中期経営計画を策定し、使命・目的の実現に向けてどのような方針で取り組んでいくかを明確にした。

【資料 5-1-7】

計画の中で各学校の目標を明記しており、大学の目標も記載している。中期計画は社会情勢や学内の状況を確認し、使命・目的の実現に向けて継続的に活動する方針となってい

る。また本学院及び本学では、単年度ごとの事業計画を具体的な数値を示して作成し、年度終了時に見直しを行い、事業報告書の中で取組状況の報告をしている。

このように本学では使命・目的の実現のために継続的な努力をしている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-7】 学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画 【資料 1-2-6】 と同じ
（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関する取組としては、再生可能エネルギーの普及拡大のため、令和 32(2050)年までに使用電力を 100%再エネへ転換する「再エネ 100 宣言 RE Action」という新たな枠組みができ、京都市と連携してこの取り組みに参加している。学生への啓発活動として「地域環境資源と観光」の授業に京都市環境政策局温暖化推進室の職員に講義を依頼するなどしている。【資料 5-1-8】

人権問題に関する取組は学生便覧に「学生生活のガイドライン」の中に「人権問題に対する取組」と「セクシュアルハラスメントの防止のために」という項目で周知している。本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神を体得した人間を育成することを目的としており、この教育目的を踏まえ、一人ひとりが受け入れられ、尊重される平等な人間関係を作っていくことを表明している。相談内容については、プライバシーを厳守するとともに、内容によっては女性職員やカウンセラーが対応するなど、女子大学として細やかに配慮している。【資料 5-1-9】

また、人権問題についての方針を定める機関として内部統制委員会を設置している。年度初めに一度内部統制委員会を開催しているが、令和 2（2020）年度においては委員会に該当する案件は発生していない。【資料 5-1-10】

安全への配慮に関しては、大学の消防計画を作成し、高槻キャンパスにおいては、毎年消防訓練を実施している。

平成 30（2018）年度に京都キャンパスは、耐震工事を実施した。なお高槻キャンパスは、新耐震基準が制定された昭和 56（1981）年以降に完成した建物であり、建築基準法に基づいた安全対策をとっている。

情報の管理については、「学校法人平安女学院個人情報保護規程」「ネットワークシステム利用規程」などの規程のもと、情報ネットワークの利用にあたっては申請書を提出させ、インターネット利用時のセキュリティ確保に努めている。【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-8】 京都市との提携
【資料 5-1-9】 令和 3（2021）年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
【資料 5-1-10】 内部統制委員会規程
【資料 5-1-11】 学校法人平安女学院個人情報保護規程
【資料 5-1-12】 ネットワークシステム利用規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では組織に関する規則に基づき適切な運営を実施している。引きつづき、私立学校法をはじめとする法令等の改正や社会の変化に対応していく。環境保全、人権安全への配慮についても、すでに行っている取組を拡充し、社会の要請に応えながら対応していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院は、その最高意思決定機関として学校法人平安女学院寄附行為第 15 条に則り、理事会を開催し、使命・目的の達成のために重要事項である予算、決算、財産の管理運営、教職員の採用人事、諸規程の改廃等について審議を行っている。【資料 5-2-1】

理事の選任については、「学校法人平安女学院寄附行為」第 6 条に定めている。理事の選任方法は次のとおりである。

表 5-2-1 理事の選任

理事の選任 (寄附行為第 6 条)	理事は次の各号に掲げる者とする。 1. 大学長、短期大学部長、高等学校長、中学校長及び幼稚園長のうちから理事会で選任された者 1 名以上 2 名以内 2. 評議員のうちから評議員会において選任した者 1 名 3. 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 名以上 5 名以内 2 理事はこの寄附行為第 3 条の趣旨を達成するに適する者でなければならない。理事のうち過半数は聖公会員又はその他のキリスト教徒であることを要する。 3. 第 1 項第 1 号から第 2 号までの理事は、当該各号に掲げるその地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。
----------------------	--

なお、令和 3（2021）年 4 月現在、1 号理事 1 名、2 号理事 1 名、3 号理事 3 名となっている。

令和 2（2020）年度の理事会は、全 11 回開催しており、欠席時の委任状は適切に提出されている。【資料 5-2-2】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-2-1】学校法人平安女学院寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-2-2】令和 2（2020）年度理事会開催一覧

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は寄附行為に基づき適切に開催、運営されている。大学を取り巻く社会の変化に対応するべく、理事会の意思決定が迅速にできる体制を充実させる。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学は理事長が学長を兼任しており、理事長・学長は理事会及び大学の教授会両方に出席している。また常務理事も国際観光学部教授が兼ねており、法人と大学が円滑な関係を保ち、経営方針を教育活動に反映させる仕組みが構築されている。

理事長は理事会で議長を務め、法人の重要な事項の協議・決定においてリーダーシップを発揮している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は理事長が学長を兼任しており、常務理事も国際観光学部教授を兼ねている。また大学教職員が複数評議員会へ出席しており、相互チェックを行っている。

監事については、「学校法人平安女学院寄附行為」第 7 条において、「監事は、この法人の理事、職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定しており、第 5 条第 1 項の規定に基づき 2 名を選出している。【資料 5-3-1】現在は司法書士 1 名と元京都府職員がその任に当たっている。

監事は、理事会、評議員会に出席し、大学及び学院全体の財務状態、業務について把握し、また法人の財産の状況を監査し、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会に報告している。

評議員については、「学校法人平安女学院寄附行為」第 18 条に則り評議員会を置き、必要に応じて開催している。令和 2（2020）年度は 5 回開催し、評議員の出席状況は全員出席は 1 回もなく、いずれも 1 人欠席であった。

評議員の選任については表 5-3-1 に示すとおりである。

表 5-3-1

評議員の選任	評議員は次の各号に掲げる者とする。
--------	-------------------

(寄附行為第 23 条)	1. この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3 名 2. この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任した者 1 名 3. 学識経験者のうちから理事会において選任した者 7 名以上 14 名以内 2 評議員数は、11 名以上 18 名以内とし、かつ理事数の 2 倍を超える数とする。
---------------------	--

また、本学院においては、中心的な事務部門として学院統括室があり、理事会の運営、教授会の運営などに携わり、法人及び大学の運営において一体化した運営を行っている。このことが相互チェックによるガバナンスの機能性の向上につながっている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-3-1】学校法人平安女学院寄附行為 【資料 F-1】と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の管理運営体制については、小規模な大学であること、学長が理事長を兼ねていることなどから、各部門間のコミュニケーションによる円滑な意思決定が行われている。リーダーシップとボトムアップのバランスもとれており、今後、更にバランスのとれた運営に努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

◇財務運営の確立

建学の精神のもと、学生の教育に重点を置く大学としてのミッションを実現するために、「第 3 次中期経営計画（2020 年度～2024 年度）」（以下、「中計」という）に掲げた重点施策に取組み、適切な財務運営の確立に努めている。

令和 2（2020）年度は中計の初年度にあたるが、事業活動収支計算書の経常収支差額で中計比+150 百万円の 189 百万円を計上している。

また、課題に上げている有利子負債削減についても、令和 2（2020）年度期末残高 2,294 百万円とし、中計目標の 2,244 百万円には 50 百万円及ばなかったものの、前年度末比△ 263 百万円を削減している。

なお、第 3 次中計は令和 2（2020）年 3 月 24 日の理事会で承認されたものである。

以上のことから、中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立していると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画 【資料 1-2-6】と同じ
(令和 2（2020）～令和 6（2024）年度)

【資料 5-4-2】令和 2（2020）年度 事業活動収支計算書 貸借対照表

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

◇財務基盤の確立

財務基盤が確立されているとは、運用資産が外部負債を上回る状態と考える。

平成 30（2018）年期末では、運用資産から外部負債を控除した金額が、△2,060 百万円であった。この数値を早期に半減することを目指し、外部有利子負債の削減に努めてきた。結果、令和 2（2020）年度末には、△1,323 百万円にまで改善した。令和 4（2022）年度末には、△1,030 百万円未満と半減への道が見えてきた。

なお、本学は、万一の資金繰リスク回避策として、取引金融機関 3 行庫で 900 百万円の当座貸越契約（現在までの利用実績はない）を締結し、財務基盤を補強している。

（単位：百万円）

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
運用資産①	920	1,068	1,071
内、現預金	796	944	947
内、有価証券	4	4	4
内、特定資産	120	120	120
外部負債②	2,980	2,604	2,394
内、借入金	1,970	1,630	1,460
内、学校債	917	928	834
内、未払金	93	46	100
① － ②	△2,060	△1,536	△1,323

◇収支バランスの確保

収支バランスを確保するとは、事業活動報告書の経常収支差額の黒字を確保することと考えている。

経常収入のベースは、本学の場合、学生生徒等納付金が経常収入の 66%、経常費等補助金が 28%を占め、この 2 者で経常収入の 94%となる。経常支出では、人件費が 57%、教

育研究費が 33%で、両者にて経常支出の 90%を占める。

したがって、最大のポイントは、収入における学生生徒等納付金の確保となる。本学は、学生生徒数の順調な拡大を受けて、3 期連続の経常収支差額での黒字を経常しており、収支バランスは確保している。

＜学生生徒等納付金と学生生徒総数の推移＞ （単位：上中段・百万円。下段・人）

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
学生生徒等納付金	1,332	1,401	1,493
経常収支差額	36	128	189
学生生徒総数	1,354	1,462	1,548

＊令和 3（2021）年 5 月 1 日の学生生徒総数は、1,530 人である。

以上のことから、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保していると自己評価する。

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

当面の財務基盤の改善・向上方策としては、令和 3（2021）年度期末の有利子負債残高を 2,091 百万円とする予定で取り組んでいる。これにより、中計の令和 3（2021）年度期末の有利子負債残高計画である 2,137 百万円をクリアする計画である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

「基準項目 5－5 を満たしている。」

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、「経理規程」「経理規程施行細則」等により、適切に会計処理を行っている。実務的に対応の難しい財務案件については私学事業団および公認会計士に適宜アドバイスを仰いでいる。

また、当初予算で想定されていない収入・支出については、補正予算を編成し理事会での承認を得ている。

以上のことから、会計処理を適正に実施していると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】学校法人平安女学院 経理規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

令和 2（2020）年度決算時において、会計監査を受け、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）、重要な会計方針およびその他の注記について、学校法人会計基準に準拠して作成され、適正であるとの意見であった。

監査法人による監査の実数は、毎年 15 日前後、延 50 人前後で行われている。合わせて、学内監事と監査法人による意見交換会も年 2 回開催され、令和 2（2020）年度については財産に関する不正行為もしくは法令または寄附行為に違反する重大な事実がないことが認められた。

以上のことから、会計監査の体制を整備し厳正に実施していると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-2】 計算書類および監査報告書（令和 2（2020）年度）

【資料 5-5-3】 監事および監査法人との意見交換記録

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、「学校法人平安女学院 経理規程」により、継続的に適切な会計処理を行い、会計監査の厳正な実施に取り組む。

【基準 5 の自己評価】

本学は学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする法人規程及び大学規程に基づき運営をしている。

財務基盤と収支については、3 期連続の経常収支差額での黒字を経常しており、収支バランスは確保しており、課題に上げている有利子負債削減についても削減している。

また学校法人会計基準に基づき、法人経理規程をはじめとする諸規程に基づき適正な会計処理を行っている。また年 2 回監査法人と監事、内部監査人による三者監査体制を整備し、厳正に監査が実施されているものと判断している。

よって基準 5 を満たしていると考ええる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する方針としては「平安女学院大学学則」第 2 条において、「本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と規定している。【資料 6-1-1】

また「自己点検・評価規程」の第 1 条において、「本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら行う点検・評価及び外部評価等に関し必要な事項を定める」と規定し、自主的・自律的な自己点検・評価の実施を定めている。【資料 6-1-2】

本学における内部質保証のための組織として「自己点検・評価規程」第 2 条に基づき自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会の構成「自己点検・評価規程」第 3 条において、学長、副学長、学部長、事務局長、事務部長、学長が使命した者となっている。令和 2（2020）年度のメンバーは以下のとおりである。

表 6-1-1 自己点検・評価委員会 令和 2（2020）年度メンバー

	役職
委員長	・学長
副委員長	・教学部長兼学務担当主幹
委員	・学長補佐兼国際観光学部長 ・子ども教育学部長 ・法人事務局長 ・学院統括室室長兼大学事務部長 ・大学事務部副部長

委員会のメンバーは全学的な体制で取り組むため、理事長・学長を委員長としている。構成員は、大学と法人本部の幹部教職員としており、各学部、各部署の諸課題を集約して点検・評価することが可能な体制となっている。特に、学長が理事長を兼ねていること、法人事務局長がメンバーに入ることにより、法人全体の財務面を含めた管理運営についても点検できる体制となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】平安女学院大学学則 【資料 F-1】と同じ

【資料 6-1-2】自己点検・評価規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

適切な方針のもと組織体制が整備されていると考えているが、個々の構成員の質保証にも留意して、さらなる改善をすすめるべく体制を見直しつづけていく。また内部質保証の方針を早急に作成して公表する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「自己点検・評価規程」第 2 条に規定された自己点検・評価委員会において、自己点検・評価の対象や項目の設定などを協議して報告書の作成などを各学部・部署に依頼して行うこととなっている。平成 30（2017）年以降は報告書を作成していなかったが、「授業評価アンケート」及び「学生生活に関するアンケート調査」に関しては毎年度実施し、委員会において結果を報告している。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

評価報告書の作成にあたっては、各部署においてエビデンスの基づく評価を行っており、エビデンスについては報告書を集約する学院統括室において集約している。

自己点検・評価の結果については、大学のホームページにより学内外に公表している。また自己点検・評価結果とあわせて、第三者評価の結果についても公表している。

【資料 6-2-1】自己点検・評価規程 【資料 6-1-2】と同じ

【資料 6-2-2】令和 2（2020）年度授業評価アンケート 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 6-2-3】令和 2（2021）年度学生生活に関するアンケート 【資料 2-4-11】と同じ

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では平成 27（2015）年 IR 推進室を設置した。IR 推進室の業務については「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程」第 28 条に規定している。主な内容として、データ収集及び検証並びにデータベースの整備、情報の提供及び分析を通じた計画作成の促進及び支援などとなっている。具体的な活動としては、「学生生活に関するアンケート」や「授業評価アンケート」の実施と分析である。在学生の学生生活や教育内容に関する満足度や要望について情報収集を行っており、自己点検・評価委員会において集計結果の分析・検討を行っている。【資料 6-2-4】

【資料 6-2-4】平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程【資料 2-3-1】と同じ

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価委員会において組織的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果については学内で共有し、大学ホームページにて公表している。今後は内部質保証のための観点をもっと充実させていく。

また現状把握のための調査・データの収集と分析については IR 推進室において各種アンケートなどデータの収集は行っているが、より踏み込んだ検証を行い、有効に活用することで改善策を立案していく必要がある。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では使命・目的の実現のために、点検・評価を実施し、学修環境の改善・向上に取り組んでいる。取組の中心は自己点検・評価委員会が担っており、事務局である学院統括室と IR 推進室が実作業を行っている。

学生に対して実施しているアンケートは毎年度実施している授業評価アンケートと学生生活に関するアンケートの他に、入学時アンケート、卒業時アンケートを行っている。

アンケート結果については自己点検・評価委員会に報告され改善すべき事項は当該部署や教職員に伝達し、改善内容については、学内ホームページなどで学生にも周知している。

本学では、認証評価や文部科学省からの指摘事項などには真摯に対応しており、前回認証評価を受けた際に、改善を要する点と指摘された事項については改善に取り組み、令和 2（2020）年に改善報告書を提出し、改善が認められたとの結果をいただいている。

学生が各学部のディプロマ・ポリシーで求めている能力を身につけたかどうかを確認するために、卒業アンケートを実施している。アンケートの回答内容については各学部長を通じて学部教員にて共有している。資料【6-3-2】

これらの活動により、本学では三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されている。

令和 2（2020）年度からの中期経営計画の中で、現状・課題・計画について大学全体、各学部についての教育に関する目標・課題を掲載している。【資料 6-3-3】

【資料 6-3-1】改善報告書（令和 2（2020）年 7 月提出） 【資料 F-15】と同じ

【資料 6-3-2】令和 3（2021）年 3 月卒業アンケート結果

【資料 6-3-3】学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画 【資料 1-2-6】と同じ
（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の充実に向けて、引き続き三つのポリシーを定期的に見直し、必要に応じて

ん見直しを行っていく。

また中期経営計画の課題を達成するために毎年度検証を行う必要がある。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証に関しての組織体制、その結果を反映させる体制は確立されている。自己点検やアンケート結果は学内で共有し、またホームページに掲載して社会に公開している。今後は、内部質保証に関する全学的な方針を作成し、公表する。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条において、大学の目的を明示している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において、国際観光学部・子ども教育学部を置くことを定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 9 条において、就業年限を 4 年と定めている。	3-1
第 88 条			3-1
第 89 条	—	本学では早期卒業は導入していない。	3-1
第 90 条	○	学則第 26 条において、入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 5 条において学長・副学長について、第 6 条においてその他の教職員について定めている。また平安女学院大学組織規程においてその職務を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条において教授会の設置を定めている。また「国際観光学部教授会規程」及び「子ども教育学部教授会規程」において教授会の審議事項を、「教育研究に関する重要事項についての内規」において、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 24 条及び「平安女学院大学学位規程」において、学士の学位を授与することを定めている。	3-1
第 105 条	—	履修証明プログラムは開設しておらず該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条において自己点検評価の実施について定めている。また「自己点検・評価規程」第 6 条に公表について定め、ほ一むページにて公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況に関しては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項・第 3 項・第 4 項に規定されている項目、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定されている項目などを公表している。また研究成果は平安女学院大学学術情報リポジトリにおいて研究紀要などのデータを公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 6 条第 3 項において事務職員およびその他の職員を置くことと規定している。またその職務は「平安女学院大学組織規程」において適切に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 30 条第 1 項において編入学資格について定めており、第 2 号においてを高等専門学校を卒業した者について規定している。	2-1
第 132 条	○	大学学則第 30 条第 1 項において編入学資格について定めており、	2-1

平安女学院大学

		第3号において専門学校などを卒業した者について規定している。	
--	--	--------------------------------	--

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	○	学則の各条において規定している。 就業年限（第9条）、学年（第11条）、学期（第12条）、休業日（第13条）、部科並びに課程（第3条・第4条）、教育課程（第14・15・16条）、授業日時数（第12・13条）、学習の評価（第22条）、課程修了の認定（第18条）、収容定員（第4条）、職員組織（第5条・6条）、入学（第25～30条）、転学（第34条）、休学（第32・33条）卒業（第23条）授業料、入学金その他の費用徴収（第38・39条）、賞罰（第46・47条）寄宿舎（第40条の3）	3-1 3-2
第24条			3-2
第26条 第5項	○	学則第47条において懲戒について定めており、「平安女学院大学懲戒規程」においてその手続きなどを定めている。	4-1
第28条	○	「学校法人平安女学院文書保存規程」に基づき保存している。	3-2
第143条	○	「国際観光学部教授会規程」及び「子ども教育学部教授会規程」の第5条において代議員会を置くことができると定めており、「国際観光学部代議員会規程」及び「子ども教育学部代議員会規程」において詳細を定めている。	4-1
第146条	○	学則第19条において他大学等における授業科目の履修を定めている。	3-1
第147条	—	早期卒業制度についてはないので該当しない。	3-1
第148条	—	特別の専門事項を教授する学部及び夜間に授業を行う学部はないので該当しない。	3-1
第149条	—	早期卒業制度についてはないので該当しない。	3-1
第150条	○	学則第26条において入学資格について定めている。	2-1
第151条	—	飛び入学については実施していないので該当しない。	2-1
第152条	—	飛び入学については実施していないので該当しない。	2-1
第153条	—	飛び入学については実施していないので該当しない。	2-1
第154条	—	飛び入学については実施していないので該当しない。	2-1
第161条	○	学則第30条において編入学について定めており、第1項第2号において短期大学を卒業した者について規定している。	2-1
第162条	—	学則第31条において転入学について定めているが、外国の大学等に在学した者の転入学については受け入れていないため該当しない。	2-1
第163条	○	学則第11条において学年の始期及び終期を定めている。また学則	3-2

平安女学院大学

		第 25 条において入学の時期について定めている。	
第 163 条の 2	○	学則第 42 条において科目等履修生について定めており、「科目等履修生規程」第 8 条において単位修得証明書の交付について定めている。	3-1
第 164 条	—	履修証明プログラムについては開設していないため該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び「自己点検・評価規程」において自己点検について定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については大学ホームページなどで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 24 条及び「平安女学院大学学位規程」に基づき学長が学位記を授与している。	3-1
第 178 条	○	学則第 30 条において編入学について定めており、第 1 項第 2 号において高等専門学校を卒業した者について規定している。	2-1
第 186 条	○	学則第 30 条において編入学について定めており、第 1 項第 4 号の規定に基づき専修学校専門課程卒業者の編入学に対応している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準、学校教育法その他の法令の規定を遵守し、教育研究活動の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条において人材養成に関する目的その他教育に関する目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 28 条において、入学者選抜について定めている。入学者選抜についての詳細は入試・募集委員会において審議している。	2-1
第 2 条の 3	○	「平安女学院大学組織規程」に教職員の職務について定めており、教員と事務職員の役割分担のもと、連携がなされている。	2-2
第 3 条	○	学則第 3 条において国際観光学部と子ども教育学部を設置することを定めている。両学部ともに大学設置基準で定める教員数を満たしている。	1-2
第 4 条	○	学則第 4 条において学科について定めている。	1-2

平安女学院大学

第 5 条	—	課程については設置していないので該当なし。	1-2
第 6 条	○	大学の教育研究上の目的を達成するための学部以外の組織として、文化創造センター、伝統文化研究センター、地域連携センターなどを設置している。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	両学部ともに学位の種類及び分野に応じ必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	△	主要授業科目については、原則として専任の教授または准教授が担当している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	5 年以上の実務経験を有する実務家教員が両学部ともに多数在籍しており、学科長などの役職や教務委員として教育課程編成に参加している。	3-2
第 11 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 12 条	■		3-2 4-2
第 13 条	○	大学設置基準で定められている必要教員数は国際観光学部が 14 人、子ども教育学部が 10 人、大学全体の必要数が 12 人の合計 36 人である。2021 年 5 月 1 日現在で、国際観光学部の教員数が 19 人、子ども許育学部が 21 人の合計 40 人であり、教授数は 20 人であり、基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「平安女学院大学学長選考規程」第 4 条において、学長は、人格、見識にすぐれ、教育・研究等において指導力を発揮しうる能力を有し、学長としての職務をつかさどれる者でなくてはならないと規定しており、選考委員会においてこれを満たした者を推薦し任用している。	4-1
第 14 条	○	「平安女学院大学専任教員選考規程」及び「平安女学院大学教員の昇任審査内規」に教授の資格は定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	「平安女学院大学専任教員選考規程」及び「平安女学院大学教員の昇任審査内規」に准教授の資格は定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	「平安女学院大学専任教員選考規程」及び「平安女学院大学教員の昇任審査内規」に講師の資格は定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「平安女学院大学専任教員選考規程」及び「平安女学院大学教員の昇任審査内規」に助教の資格は定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「平安女学院大学船員教員選考規程」において助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条において収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーを定め、必要な授業科目を開設している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第 20 条	○	学則第 14 条において授業科目について教養科目、専門科目、及び	3-2

平安女学院大学

		自由科目を置くと定めている。各科目を配当年次を定めて課程編成を行っている。	
第 21 条	○	学則第 15 条及び別表 1 において、各授業科目の単位数を定めている。また学則第 17 条において単位の計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	△	学則第 13 条に定める休業日を除くと 35 週になる。	3-2
第 23 条	○	「平安女学院大学履修規程」第 2 条において授業時間と単位について定めている。	3-2
第 24 条	○	ゼミや実習などの科目は少人数になるよう編成し、教育的効果を高めるようしている。	2-5
第 25 条	○	学則第 17 条において授業は講義、演習、実験、実習および実技とすると定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画については、各授業科目のシラバスに記載している学修の成果に係る評価及び卒業の認定については学生便覧に記載している。	3-1
第 25 条の 3	○	授業の内容及び方法の改善を図るため、FD を実施している。特に ICT 活用に係る FD を 2019 年度以降毎年実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制については実施していないため該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 18 条において、試験に合格した者には、所定の単位を与えると定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「平安女学院大学履修規程」第 4 条において、履修登録の上限を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 19 条において他大学等における授業科目の履修を定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 20 条において大学以外の教育施設等における学修を本学におえる授業科目の履修とみなし、単位を与えることについて定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 30 条において入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度については定めていないので該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 42 条において科目等履修生について定めており、「科目等履修生規程」第 8 条において単位修得証明書の交付について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 23 条において学長は本学に 4 年以上在学して、第 15 条に定める単位を修得した者に対して教授会の議を経て、卒業を認定すると定めている。	3-1
第 33 条	—	医学、歯学に関する学科は設置していないので該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地・校舎は京都キャンパスと高槻キャンパスがある。学生が休息	2-5

平安女学院大学

		その他に利用するのに適当な環境を提供している。 している。	
第 35 条	○	高槻キャンパスに運動場と体育館を有している。	2-5
第 36 条	○	学長室、会議室、事務室など設置基準にある施設は備えている。研究室は専任教員全員に用意している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は 35,992.28 m ² であり、基準面積の 7,500 m ² を十分満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は 26,037.58 m ² であり、基準面積の 5,386.98 m ² を十分満たしている。	2-5
第 38 条	○	京都、高槻両キャンパスに図書館を設置しており、OPAC およびキャンパス間貸出により、両キャンパスの図書を利用することができるなどしている。	2-5
第 39 条	○	子ども教育学部がある高槻キャンパスに附属の幼保連携型こども園を設置している。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部は設置していないので該当しない。	2-5
第 40 条	○	両キャンパスそれぞれに必要な種類及び数の機器、器具、標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	京都、高槻両キャンパスにそれぞれ必要な施設、設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的達成のため、教育研究費を予算化し整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学の名称は建学の精神に則り、キリスト教教育の精神により定めている。学部名は教育研究上の目的に合っている。	1-1
第 41 条	○	「平安女学院大学組織規程」において大学の事務組織について定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うため、学生サービスチームに専任職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うため、1 年次からキャリア教育の授業を実施している。委員会組織としては就職委員会を設置。事務組織としてはキャリアサポートセンターを設け専任職員を配置しているなど適切は体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	「平安女学院大学 UD 委員会規程」に定める SD 委員会のもと SD を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連係課程実施基本組織は設置していないので該当しない。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-2

平安女学院大学

			4-2
第 47 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設置していないため該当しない	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設置していないため該当しない	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設置していないため該当しない	4-2
第 57 条	—	外国に学部などの組織は設けていないため該当しない。	1-2
第 58 条	—	大学院大学は設置してないため該当しない。	2-5
第 60 条	—	新たな大学の設置や、薬学に関する学部は設置していないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 24 条及び「平安女学院大学学位規程」に基づき学長が学位記を授与している。	3-1
第 10 条	○	「平安女学院大学学位規程」第 2 条において付記する専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-1
第 13 条	△	「平安女学院大学学位規程」に学において学位に関する事項は定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条		学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。	5-1
第 26 条の 2	○	理事、監事、評議員、職員等学院関係者に特別の利益供与をしていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 38 条第 2 項及び第 45 条に定めるとおり、寄附行為を各事務所備えており、請求があった場合には閲覧に供している。 なお、寄附行為は法人ホームページに掲載しているので誰でも閲覧できるようになっている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条において、理事 5 名以上 8 名以内、監事 2 名を置	5-2

平安女学院大学

		くことめ定めている。また第 2 項において理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任することを定めている。	5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、私立学校法の定めるところにより、委任に関する規定に従うことを、理事会において役員に周知している。 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条において理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条において理事長の職務について、この法人を代表し、その業務を分掌すると定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条において理事の選任について、第 7 条において監事の選任について定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条において監事の独立性について定めており、理事、評議員、本学院の職員と兼職はしていない。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条において役員の補充について定めており、適切に対処している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条において評議員会について定めている。評議員の人数は理事の倍を超えている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条において評議員会の諮問事項について定めており、評議員会の意見を聴かなければならない事項について諮問している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条において評議委員会の意見具申について定めており、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条において評議員の選任について定めているおり、適切に対処している。	5-3
第 44 条の 2		※役員の学校法人に対する損害賠償責任	5-2 5-3
第 44 条の 3		※役員の第三者に対する損害賠償責任	5-2 5-3
第 44 条の 4		※役員の連帯責任	5-2 5-3
第 44 条の 5		※一般社団法人法、財団法人法の規定の準用	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 44 条において寄附行為の変更について定めており、適切に対応している。	5-1

平安女学院大学

第 45 条の 2	○	寄附行為第 34 条において予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定めており、毎皆生年度、良さ及び事業計画を作成し、5 年ごとに中期計画を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 36 条第 2 項において、理事長が毎会計年度終了後 2 月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、意見を求めることを定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条において財産目録の備え付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 38 条-3 において役員の報酬について定めており、役員報酬規程は法人ホームページで公表している。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人平安女学院経理規定」第 4 条において会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 38 条-2 において情報の公表について定めており、寄附行為、監査報告書など公表している。	5-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人平安女学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	CAMPUS GUIDE BOOK 2022	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	平安女学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度入試ガイド 2022 年度入試募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2021 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2021 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2020 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	CAMPUS GUIDE BOOK 2022 (p. 35-36)	【F-2】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人平安女学院規程集 平安女学院大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿（令和 3（2021）年 4 月 1 日現在） 評議員名簿（令和 3（2021）年 4 月 1 日現在） 2020 年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算書類（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度） 監事監査報告書（平成 28（2016）年度～令和 2（2022）年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2021 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	シラバス	
	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
【資料 F-14】	大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-15】	該当なし	
	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-15】	改善報告書（令和 2（2020）年 7 月提出）	

基準 1. 使命・目的等

平安女学院大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	平安女学院大学学則 第 1 条 (p. 1)	【資料 F-3】
【資料 1-1-2】	平安女学院大学ホームページ (建学の精神・教育目的) http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/	
【資料 1-1-3】	2021 年度学生便覧 (p. 1)	【資料 F-5】
【資料 1-1-4】	CAMPUS GUIDE BOOK 2022	【資料 F-2】
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平安女学院大学学則 第 1 条 (p. 1)	【資料 F-3】
【資料 1-2-2】	平成 27 (2015) 年 1 月理事会議事録抄本 (学部名称変更)	
【資料 1-2-3】	2021 年度学生便覧	【資料 F-5】
【資料 1-2-4】	平安女学院大学ホームページ (建学の精神・教育目的) http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/	【資料 1-1-2】 と同じ
【資料 1-2-5】	CAMPUS GUIDE BOOK 2022 (p. 1)	【資料 F-2】
【資料 1-2-6】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画 (令和 2 (2020) ～令和 6 (2024) 年度)	
【資料 1-2-7】	三つのポリシー一覧	【資料 F-13】

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2022 年度入試ガイド	【資料 F-4】
【資料 2-1-2】	2022 年度入試募集要項	【資料 F-4】
【資料 2-1-3】	大学ホームページ (教育の三つの方針) http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】 と同じ
【資料 2-1-4】	2022 年度入試ガイド	【資料 2-1-1】 と同じ
【資料 2-1-5】	2022 年度入試募集要項	【資料 2-1-2】 と同じ
【資料 2-1-6】	平安女学院大学国際観光学部 2020 年度交流留学生編入学試験要項	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	学生サービス・就職委員会規程	
【資料 2-2-3】	入試・募集委員会規程	
【資料 2-2-4】	令和 2 (2020) 年度役職教員、委員一覧	
【資料 2-2-5】	令和 2 (2020) 年度教員出校日一覧	
【資料 2-2-6】	令和 2 (2020) 年度非常勤講師の手引き (京都キャンパス) (p. 3)	
【資料 2-2-7】	令和 2 (2020) 年度非常勤講師の手引き (高槻キャンパス) (p. 2)	
【資料 2-2-8】	令和 2 (2020) 年度学籍異動状況集計	
【資料 2-2-9】	令和 2 (2020) 年度春学期 授業多欠者への対応について (お願い)	
【資料 2-2-10】	成績不振学生等に対する早期発見・早期支援対策と「退学勧告」	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程	
【資料 2-3-2】	就職委員会規程	
【資料 2-3-3】	令和 2 (2020) 年度 国際観光学部時間割	
【資料 2-3-4】	令和 2 (2020) 年度 子ども教育学部時間割	
【資料 2-3-5】	令和 2 (2020) 年度アグネス教師塾資料	

平安女学院大学

【資料 2-3-6】	就職講座予定表	
【資料 2-3-7】	大学ホームページ（キャリアサポートプログラム）	
【資料 2-3-8】	資格取得奨励奨学金—資格チャレンジ制度—	
【資料 2-3-9】	プレイスメントブック ニュースリリース	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生サービス・就職委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-4-2】	令和 2（2020）年度 担任一覧	
【資料 2-4-3】	令和 2（2020）年度 授業時間・オフィスアワー一覧	
【資料 2-4-4】	留学生一覧（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）	
【資料 2-4-5】	海外留学手続き関係書類	
【資料 2-4-6】	令和 2（2020）年度語学留学プログラム派遣者一覧	
【資料 2-4-7】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部経済援助授業料等減免規程	
【資料 2-4-8】	聖アグネス寮入寮案内	
【資料 2-4-9】	読書マラソン概要	
【資料 2-4-10】	作文コンテスト概要	
【資料 2-4-11】	令和 2（2020）年度学生生活に関するアンケート	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 2（2020）年度 平安女学院大学京都キャンパス 校舎図	
【資料 2-5-2】	令和 2（2020）年度 平安女学院大学高槻キャンパス 校舎図	
【資料 2-5-3】	令和 2（2020）年度教育研究整備計画（決定額）	
【資料 2-5-4】	令和 2（2020）年度図書館入館者数	
【資料 2-5-5】	耐震工事概要	
【資料 2-5-6】	授業開設基準	
【資料 2-5-7】	令和 2（2020）年度 授業別受講者人数表（国際）	
【資料 2-5-8】	令和 2（2020）年度 授業別受講者人数表（子ども）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 2（2020）年度授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	令和 2（2020）年度学生生活に関するアンケート	【資料 2-4-11】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	令和 2（2020）年度国際観光学科カリキュラムマップ	
【資料 3-1-3】	令和 2（2020）年度子ども教育学科カリキュラムマップ	
【資料 3-1-4】	ディプロマ・ポリシーに沿った卒論評価の指標	
【資料 3-1-5】	令和 2（2020）年度国際観光学科卒業生の単位修得状況	
【資料 3-1-6】	令和 2（2020）年度子ども教育学科卒業生の単位修得状況	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2021 年度学生便覧（p. 8）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-4】	令和 3（2021）年度シラバス作成について（依頼）	
【資料 3-2-5】	令和 3（2021）年度シラバスの作り方	
【資料 3-2-6】	令和 2（2020）年度国際観光学科カリキュラム	

平安女学院大学

【資料 3-2-7】	令和 2（2020）年度子ども教育学科カリキュラム	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】		
・		
・		
・		
・		

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	平安女学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 4-1-3】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 4-1-4】	平安女学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-5】	教務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-6】	教育研究に関する重要事項についての内規	
【資料 4-1-7】	国際観光学部教授会規程	
【資料 4-1-8】	子ども教育学部教授会規程	
【資料 4-1-9】	平安女学院大学国際観光学部・子ども教育学部合同教授会規程	
【資料 4-1-10】	学校法人平安女学院組織規程	
【資料 4-1-11】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 4-1-12】	令和 3（2021）年度大学教職員一覧表	
【資料 4-1-13】	学校法人平安女学院就業規則	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人平安女学院 特別任用教員に関する規程	
【資料 4-2-2】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部専任教員選考規程	
【資料 4-2-3】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部教員の昇任審査内規	
【資料 4-2-4】	人事委員会規程	
【資料 4-2-5】	全学 FD（遠隔授業説明会）のお知らせ（令和 2（2020）年 4 月 22 日開催）	
【資料 4-2-6】	最新のセキュリティ事情と令和 2（2020）年度遠隔授業の振り返り	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	平安女学院大学 UD 委員会規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	京都キャンパス校内ガイドマップ（2021 年度）	
【資料 4-4-2】	高槻キャンパス校舎平面図：2021 年度版	
【資料 4-4-3】	包括ライセンス契約書（マイクロソフト社）	
【資料 4-4-4】	OVS-ES 契約書（2021 年度版）	
【資料 4-4-5】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究活動上の不正防止に関する規程	
【資料 4-4-6】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究倫理審査規程	
【資料 4-4-7】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究データ保存等に関する細則	

平安女学院大学

【資料 4-4-8】	科学研究費助成事業取扱規程	
------------	---------------	--

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人平安女学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人平安女学院組織規程	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 5-1-3】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人平安女学院就業規則	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 5-1-5】	「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究活動上の不正防止に関する規程」	【資料 4-4-5】と同じ
【資料 5-1-6】	「平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部における研究倫理審査規程」	【資料 4-4-6】と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-8】	京都市との提携	
【資料 5-1-9】	2021 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-10】	内部統制委員会規程	
【資料 5-1-11】	学校法人平安女学院個人情報保護規程	
【資料 5-1-12】	ネットワークシステム利用規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人平安女学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	令和 2（2020）年度理事会開催一覧	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人平安女学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
.		
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-4-2】	令和 2（2020）年度 事業活動収支計算書 貸借対照表	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人平安女学院 経理規程	
【資料 5-5-2】	計算書類および監査報告書（令和 2（2020）年度）	
【資料 5-5-3】	監事および監査法人との意見交換記録	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	平安女学院大学学則	【資料 F-1】と同じ
【資料 6-1-2】	自己点検・評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価規程	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-2】	令和 2（2020）年度授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-2-3】	令和 2（2021）年度学生生活に関するアンケート	【資料 2-4-11】と同じ
【資料 6-2-4】	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部組織規程	【資料 2-3-1】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		

平安女学院大学

【資料 6-3-1】	改善報告書（令和 2（2020）年 7 月提出）	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-2】	令和 3（2021）年 3 月卒業アンケート結果	
【資料 6-3-3】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）	【資料 1-2-6】と同じ

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。